

364-Sh53ウ



1200800296827

364
Sh53
ウ



始



25.11.28

A-507

364
DMS3
12364/1007

自知居士著
鐵腕居士評

日本社會軌車并救濟法

東京 交通學館發兌



自序

禍は生ずるの日に生ずるにあらず必ず由て起る所あらん
故に其生せざるに先ち之れに備ふ是れを人の務と爲す亂
は起るの時に起るにあらず亦必ず由て萌す所あらん故に
其起らざるに先ち之れを防ぐ是れを國の務と爲す。

夫れ事業の變遷時勢の推移以て能く人を浮沈し亦能く世
を安危す社會の軌轢起りて人の禍となり國の亂となる國
は以て之れを防ぎ人は以て之れに備ふるの道を講ずるは
豈に所謂迨天之未陰雨撤彼桑土綢繆牖戸ものに非ずや。
予居常忙甚し年抄歳首も尚ほ舩馬を南北にす今春偶々公

暇を得て少く閑なり因て思ふ此閑を以て心身を養ふは他
日の繁劇に備ふる所以なりと乃ち一月一日老母に北堂に
辭し湘南に遊ぶ朝に樵父と落葉を山岨に踐み夕に漁童と
松風を水涯に聽く心身頗に健なるを覺ゆ予や既に自ら利
し一身の備を爲せり則又以謂らくワグ子ル子の所謂之れ
を利他の心と結合し以て務め無きの人と爲る可らず此公
暇を用ゐ彼の禍に備へ亂を防ぐの道を講ずる亦可ならず
やと是に於てか寒燈を挑し凍筆を呵し殘月に前灣に對し
遂に此編を成す將に以て世に公にせんとす更に興業方策
に關する一編を草し本編に併せて世に問はんと欲するも

歸期既に迫るを以て之れを他日に譲る嗚呼予や自憐らす
本編を公にす其大方の嗤笑を招くや必せり然りと雖も治
に居て亂を忘れず桑戸綢繆の勞は則ち君子或は取るあら
ん歟

明治二十六年一月上澣相州葉山の僑居に於て

自知居士 下村房次郎 撰

附言

此書の成る友人天野峻氏の力を藉ると少からずとす今
刊行するに臨み記して謝意を表す
此書第二章に掲る所の學理歴史はスタイン氏所説に據
りワグネル氏ロッシエル氏シユモルレル氏及びイリー氏
等の所論を參酌して之れを潤飾せり今一々其出所を掲
げす

著者再誌

日本之社會軌轍及救濟法

目次

第一章 緒論

第二章 社會問題を論ず

(天) 先づ理論に問はん

講究の標準	八
社會の等級	九
等級の區別	一〇
等級の軌轍	一一
社會の運動	一一
社會の自由	一二
(地) 次に事實に問はん	

社會の進歩	一四
社會に對する國家の行爲	一五
貧富の軌轍	一六
社會の行政	一七
講究の順序	一九

社會軌轍の時期	二〇	勞力者の獨立	三〇
社會軌轍の第一期	二〇	貧富軌轍の影響	三一
國民社會の勝利	二一	社會行政の成立	三二
等族社會の衰敗	二二	軌轍に於る二個の事情	三三
社會軌轍の第二期	二三	勞力者の組織	三四
資本家及勞力者の盛衰	二三	軌轍に對する國家の行爲	三七
勞力者の動搖	二六	國家行爲の二大要件	三八
動搖の結果	二九	社會的貯金行政の成立	四一
第二章 社會的貯金行政を論ず			
貯金行政の二方面	四二	勞力者地位の頽敗及動搖	四八
經濟上の需用	四三	社會的貯金機關の必要	五三
此需用に對する國家の設備	四四	社會的貯金機關の本能	五六
社會上の需用	四七	社會的貯金機關の成立	五七

民立機關の欠所	五九	社會的貯金主義	六六
郵便機關の利用	六一	二個の方便	六九
官私機關の並立	六四	貯金と社會問題	七〇
第四章 我邦の社會軌轍を論ず			
社會軌轍の根源及防制	七三	其の原因	八六
動搖發生の機會及防制	七四	士族に看よ	八七
政論の軌轍と貧富の軌轍	七七	農商工に看よ	八七
勞力者の地位	七九	其の結果	八八
其の情向	八〇	無職業者と政論	八九
其の不遇	八一	政論社會と勞力者	九一
救濟の要義	八二	順從の徳と抗上の風	九二
動搖挑撥の原素	八五	之を父子師弟の間に看よ	九三
無職業者の多數	八五	之を議會の狀に看よ	九四

政論軌轍の目的及情態……………九六
 軌轍を助長したる言論の武器……………九九
 此武器の不適當なりし由來……………一〇〇
 此武器の彼に行はれし時代……………一〇二
 其の結果……………一〇五

第五章 結論

危険と慘狀……………一一一
 勞力問題……………一二一
 裏面上の資本と勞力……………一二二
 表面上の資本及勞力……………一二三
 勞力保護の方策……………一二五

將來軌轍の方向……………一〇六
 日本の政治思想……………一〇八
 小民と政論者流と抱合の危険……………一〇九
 之に對する方策……………一一〇

改良問題と權利問題……………一二六
 國家的觀察……………一二八
 暴富と破産……………一三九
 生産と消費……………一三〇
 資本と事業……………一三〇

○日本之社會軌轍及救濟法

鐵腕居士評

自知居士 著

第一章 緒論



天下の憂に先ちて憂ふるころ志士の務めなりとせば、予は我が憂國愛民の志士に向て、邦家の爲め國民の爲め、俱に憂を先にし共に憂を同くせんことを望まざる可らざるものあり、并は他にあらざる等級の軌轍に關する社會問題是なり。

社會問題とし謂へば、其の聲高きに失するかは知らねども、我が經濟上に於ける貧富の懸隔と、我が歴史上に於ける政論の軌轍と相伴ふて動搖を起し來り、社會の基礎を震蕩せんとする兆候を認められたれば、偕ては斯くこゝろ喚ひ起したるなれ。

文明開化なるものは上に厚くして下に薄きは歐米と雖も亦然り況んや我邦の如き

予は敢て單に我が勞力者は歐米諸國に於けるか如く、資本家の壓制の下に苦惱するか故に軋轢の免る可からずと論するにあらず、亦敢て單に我が國民が歐米諸國に於けるか如く、豪族又は等族の抑壓の下に苦惱せしか故に必然軋轢の起る可しと斷するにもあらず、我邦の情勢が此の軋轢を起すに於て、發動の導火たる種々の危機を藏し、吾人をして憂ひに堪へざらしむるものあるを知ればなり。

僅に徭役を解かれたる小作人や、僅に職業に就きたる職工や、此の他尙ほ職業を有せざる遊民、即ち體力を資本として生活するもの、之れを總稱して、勞力者と見做して、見解を下さは、我邦の勞力者は、未だ自ら法律上に向て獨立の確保を求むるの地位には達せざるなり、又未だ經濟上に向て、資本の壓制を感じる程の場合にも達せざるなり、然れども此の時は是れ最も經濟上に向て

上下智識の度懸隔する甚く一般下等の民即ち勞力者の如き憐々として法の何物たるを知らず政府己を利する處の法を布くも偶ま以て不利不便なりとして顧みざるものあり此民たる邪論に依て動かし易し彼の詭言譎行の徒の好餌とならざるもの蓋し鮮なし哉

不平を感じ易きの時なり、法律上に向て保護を要し易きの時なり、夫れ此の如き勞力者を驅りて軋轢の深淵に沈淪せしめんか、予れ其の遂に拯ふ可からざるに至らんとを恐るゝなり、而して其の軋轢の深淵に向て彼れ等を驅逐するの恐るべき情勢多きは、予の我邦の爲め深く憂ふる所なり。

我邦は實に小民多き國柄なり、勞力を以て生業とする多數の小民は、其の勞力の販途なきに苦むなり、販途の乏きに苦む勞力者多き國柄を以て、經濟上作業革命の時期に立て動搖しつつあるなり、勞力者の日を逐て困難を感じすと云ふも、誰れか亦然らずと云はん、假令ひ軋轢の生すべきなしとするも、勞力保護の方略を定めて、民をして其の所を得せしむるは、正に國家緊急の要務と謂はざる可からず、而かも這般問題の寂として聞ゆる所なきは予の常に怪みし所なり。

其の本を治め
ずして走るも
の酒をさし皆
な然り即ち此
の如き吃緊問
題の世人の耳
に入らざるな
り

農夫日中田を
耕し滿背汗淋
漓たるに公子
王孫扇を揮て
快と呼ぶか如
し忠恕の心な
き天下皆な然
り嗚呼

明論確説

則ち志士仁人

爾は云へ、人皆な人に忍びざるの心あり、孟子の所謂人將さに孺子の井に入らんとするを見れば、皆な怵惕惻隱の心ありといへる論の如くにて、人焉んぞ惻隱の心なからん、然るに今や此勞力者輩の憫れむべきを見て人の敢て之れを憂ひざるものは、目前其の井に入らんとするの危険を見ざるか爲めに此の情を起すに至らざるのみと、惻隱の心は、危険を見て始めて起るものと爲さば、慈仁の行爲は、常に恐るべき危険と相伴はざるを得ざるものと云はざる可からず、孺子の爲めに危険に陥らざらしむるに備へてこそ、真正の慈仁と云ふべきなれ、然らすんは彼の古人の謂ゆる火を救ひたる焦頭爛額の人常に上客となり、火を戒めたる曲突移薪の先憂者は上士たるを得ざるべし。

今や勞力者は日を逐ふて困難を加へ、且つ彼等を驅逐して亦社會輓轢の潮流に捲揚し去らんとするものあるの危機に迫る、此

の天下の憂に
先て憂ふる處
なり

時に方りて敢て國民の爲めに國家の爲めに計る所なからんか、小民は將さに井に陥らんとするの孺子に等しく、國家は移薪せざるの家と同じく、焦頭爛額の人上士たり、惻隱泣飲の人仁者たるの時あるに至らん、是れ豈に國の爲めに望むべきとならんや、然れども頃來聞く所に依れば、車夫の爲めに車税を廢せんと議するものあれば、小民の爲めに救助の法を設けんと唱ふるものあり、或は社會の改良を以て任すると稱し、勞銀に對する同盟罷工を見て之れを佳兆なりと喜び、貧民の良友を以て任すると稱し、普通撰擧の議を唱へて小民保護の道を得たりと謂ふ、是れ近來勞力問題に就て、多少世論を惹起したる處の兆と爲すへし、顧ふに此輩は孺子の井に陥らんとするを見、直突火を失せんとするの危険を知りて、始めて其の惻隱の心を起し、其の先憂の憤を發したるところ思はるれ。

猶ほ啼兒に菓
を與ふるか如
し之を利せん
として却て之
を害するなり
所謂婦人の仁
にして達士は
取らざるなり
彼の貧民救濟
法の如き仁は
則ち仁なり然
れども之をし
て救濟を要す
るに至らしめ
ざるは眞に
爲政者の事な
り

勞力の問題たる其の關係する所大なり、深慮遠謀彼れに察し此れに考ふるにあらざれば其効を擧ると難し、若し夫れ勞力者をして法律上同一の權利を得せしめられたればとて、之れか獨立を保たしむるの確保あるにあらざるよりは、保護の道を得たりと云ふべきにあらす、勞力者をして其の收入に餘裕あり、其の負擔を輕からしめられたればとて、夫れをして上進の方便に利用せしむるにあらざるよりは、此れ亦保護の道を得たりと云ふべきにあらす、一時の危険を救ひ、目前の小安を偷むに足るも、畢竟小仁にして却て他時の危険を培養し、異日の困難を醸成するの媒介たるに過ぎざるなり、之れを歐洲の社會問題の歴史に證するときは、蓋し思ひ半ばに過ぎん。

昔は苗の長せざるを見て之れを掘て稿らせるの譬喩あり、勞力者の實情を究むるとを爲さずして、之れか保護の道を顧みると

を爲さざるは、猶ほ苗を耘らざるものに齊しく、又其の實勢を究めずして、只其の助長をのみ是れ計り、而して彼をして自立するの道を得せしむるとを勉めざるは、猶ほ苗を掘くものに異ならず、徒に益なきのみならず又之を害するなり。

社會行政か勞力者の獨立を確保すると共に、其の資本を醸成するの方便を與ふるを以て主眼とするは之れか爲めなり、蓋し獨立の確保と資本の醸成と相待つにあらざれば、社會の平和を維持し、其の進歩を計るを得べきにあらす、是れ百餘年來の經歷に依りて、歐洲諸國の政治上に收穫し得たる處の結果なり。

此の歴史上の實蹟に鑑みるに、勞銀の給與や、負擔の輕減のみに向て勞力者を保護するも、若し之れをして其の地位を上進し、其風習を改良するの原力たらしめされは、其の爲めに得る所のもの、其の爲めに利する所のものも、偶々以て他の弊習惡俗を助長

するの用となるに過ぎざるなり。
 而かも我國の情態に考へ、將た勞力者の位地に察するときは、殊に此理の明かなるを知るべし、之れを是れ察する所なからんか、勞力者に對するの保護は、徒に振苗の稿死を招くに止らすして、社會共同の秩序を滅裂破壊せんとするの導火たるに至らんも亦測る可からず。
 請ふ先つ社會問題の理論及び歴史の如何なるものかを論述し、而して之れを我國勢に察し以て予の考ふる所を披陳せん。

第二章 社會問題を論ず

(天) 先つ理論に問はん

社會問題は、其の着眼の點に依りて種々の問題を生ずへし、現在

○講究の標準

○社會の等級

社會の秩序は正當なりや否やと云ふも其の主なるものなり、然れども予は敢て其の問題を多端に爲さず、單に社會等級の軋轢より動搖を生ずるに方りては、國家は如何なる方策を施すべきかと云ふの問題に就て之れを講究し、而して之れを未然に救済する方法を求むべし、是れ實に社會行政上最終の問題なればなり、而して予か如き學問上の講究を主とせず、實際上の問題に注意せんと欲するものに取りては亦然らざるを得ざるなり。
 社會等級の軋轢は、殆んど全世界を蹂躪せんとするものなり、吾人は皆な同等にして法の上に不同なきまで完全なる自由を得べしと雖も、一方に於て、所有財産の多少に従ふて一の秩序を得るものなり、財産は其の種類の如何を問はず、通して云ふときは所謂資本にして、此の資本所有の差違に依り、各人の不同を顯はし、其の不同は獨り財産の多少を示すのみならず、亦同時に人身

發達の程度を示すものなるに依り、資本の分配は、遂に國民社會の等級を生せざるを得ざるなり、此の等級を細別するときは、蓋し際限なかるべしと雖も、普通に之れを三階級に分つを定則と爲せり。

○等級の區別

其の一は力役者の階級にして、絶て物貨及び價格資本を有するとなし、唯勞力即ち體力資本を有するものを云ひ、其の二は中等なる階級にして、物貨及び價格資本を有するも、其の資本たる僅に己れ一身の營業に充つるに足るものを云ひ、其の三は資本家の等級にして、其の所有する物貨及び價格資本甚だ大に、所謂自己の體力資本を使用するとなし、其の利子を以て充分に需用を充さしむるに足るものを云ふ。

此の三等級を命名するときは、經濟上に於ては、力役者、營業者及び起業者と稱すべく、又資本の分配に由り、獨立及び從屬の關係

○等級の軌轢

を區別するときは、有資者と無資者とに別つべく、又殖産上に就て區別すれば、資本家と勞力者とに分つべきなり。

社會等級の軌轢とは、實に此の等級の間に起る軌轢を稱するなり、何か故に等級上の軌轢を生ずるやと云ふに、前にも述べたる如く、人は理に於て同等なるも、實際に於て人の不同等なるは誠に争ふ可からざるの事實なり、而して此の不同を實際に生ずる所以のもの如何と云は、資本の競争上大なるものは勝ち、小なるものは敗れ、有資者と無資者との區別を生じ、勞力者の資本醸成力を減殺するに至り、不平等社會の等級間互に軌轢を生じ、遂に彼の國民社會の大主義たる同等の理を撲滅せんとするに及ぶなり。

○社會の運動

然らば此の如く等級あるは理の容れざる所なるか、否な、此の區別あるは事物の自然に出るものにして、人間生活の法則上決し

社會等級に區別懸隔あるは殆ど天則にして此區別あるか爲めに社會を構成し得るものなれども此懸隔甚きに至るときは則ち等級の軋轢生し豪族の壓制起る之を救ふの道を講ずるは今日の急務なり

所謂自然淘汰なり

○社會の自由

て此の等級を廢し得べきにあらず、凡そ生活は人々の異同あるに由りて進歩するものなりと云ふは、人間生活の法則なればなり、而して又此等級の區別あるか爲めに、社會の基礎となるべき原則を發生するなり、凡そ人は無限の目的を有するものなるを以て、各人は自己の勤勞に従て上進し得べき方便を有せざる可らずと云ふは、社會の基礎たる原則なればなり、是を以て進化の作用は優勝劣敗となりて、或は勤勞に由りて上るもあるべく、或は疎慢に因りて下るものもあるべし、此の事實は自然の理に出るものにして、萬物皆な此の作用を現出せざるはなし、之れを稱して社會の運動と謂ふ。

然れども此の運動は、決して社會の秩序を滅裂するものにあらず、何となれば人の生活は偶然に有する社會上の位地に從て長く定まるものにあざればなり、されば人たるものは、其の能力

若し上等種族の定めたる法則に據らざるを得ざるるときは恰も我邦封建時代の如く、下層人民は常に大名武家の抑壓を受け天賦の人權を伸張し得ざる時の如く、其上層種族に屬するもの、愉快極りなると雖も

を以て社會に於ける高尚なる位地に達し得るものにして、又之れに達せんとを計る可きものとす、是れ人間か社會的同等を謂ふにあらず、事實上及び法律上下等の人民か自由に上等級に昇進し得べきとを指すに外ならず、若し下等人民にして上等級に昇進する能はざるときは、社會の生活は茲に至りて壅塞すべし、若し又此の自由にして上等人民の定めたる法制に依りて妨げられ、又は一部種族の利便の爲めに障へらるゝときは、社會は茲に至りて壓制偏頗の社會となるべきなり。

されば社會の軋轢なるものも、其の本性に就て見るときは、社會の不平等に對するものにあらずして、下等人民か高等人民と同一の地位に達するを得ざるの法制に對して起るものたるを知るべきなり。

此の不同なるものは、良とに人間生活の最大原則にして、此の不

其下層の民たる疾苦如何うや其例遠からず三十年前に在り

○社會の進歩

或人戯れに曰く若し人面をして同一ならしめば兒童は隣翁と我翁とを辨せず道路の人を指して我父とするに至らん面の異なる實に天恵なりと人間生

同あるか爲めに、人々他人に就て其の自己に足らざる所のものを求むるを得るのみならず、此の不同は亦同時に高尚なる道徳上の原力となるものなり、何となれば此の不同あるが爲めに、下等人民は高等の階級に發達せんとを求め、上級者は亦下級者の昇進を計り、相倚り相須ちて益々進歩するを得ればなり。人間世界には以上の如き事情ありてこそ、精神的及び經濟的生活始めて頻繁となるなれ、變換して已まざるは生活にして、常に同一の状態に居るは死亡なり、試みに看よ、人間相似たりと雖も全く同一のものあらざるを、不同の最大原則は、誠に人間社會の生活を爲すものなり、故に國家は此の眞理に基き、不同の争に向ては唯一の方畧、即ち人々に不同の同一となるを得るの要件を與ふるに在るのみ、然れども是れ決して不同を全滅すへしと云ふにあらざるなり。

活の不同亦是に同じ

○社會に對する國家の行爲

魯國の如き猶太人を惡むも畢竟人爲の宗教なるもの、上に存するに過ぎざれば如何にするも此天則の保障を破る能はず故に種々の法律を設けて之を苦しむるも其志を達する能はざるは全く天法の如何と

社會は不同なる人間の社會なり、國家は人間の同一なる思想を代表して其の發達を計るものなり、されば社會の不同の爲めに壓制を被り自由を失ふものあれば、國家は之を除て以て其の自由を展はさる可らず、是れ國家か人類を同等として同一の方便を與ふるの本分を生ずる所以なり、是れ人類をして法の上にならざる可らざるの法理を生ずる所以なり。國家か此の本分に依り、此の眞理に依り、人をして法の上に同等たらしめば、法制に對して起る所の社會の軋轢は、茲に之れを調和するを得べし、然れども是れ單に法律上の危險を除くに過ぎず、又之れと同時に除かざる可からざる經濟上の危險あることを知らざる可らず。抑々社會に於ける高等なる地位、將た高大なる所有は、啻に實際上の勢力なるのみならず、又大に人の嗜好する所なり、自己の力

もすへきなき
に因るなり

○貧富の軋
轢

然り然り彼の
官吏攻撃策も
亦此嗜好に出
る天賦の性情
歟阿々

を強大にし且つ之れを増加せんとするは、實に人の本性なり、而して人を此に導くものは利慾にして、利慾は一個人を支配し、人間の性質は、常に此の利慾の爲めに變更せられんとするものなり。

凡ろ各個人は、其の發達するに従ひて他人の發達を來し、又た其の一人の富は同時に他人の富となり、一人の貧は亦た同時に他人の貧となるものにして、共同相倚りて發達するものなるは、是れ獨り經濟上のみならず、社會の萬事に就て動かす可らざるの法則とす、然るに人は動もすれば、利慾心に掩はれて此の法則を念るゝに至る、是に於てや強者は弱者を蔑視し、人間の同等なる道義上の思念は全く失却し、百事傲慢と苛酷とを以て之れを御し、不同の壓抑の爲めに同一となるべき進路を妨げ、社會の活動は遂に不同の形に變ずるに至らんとす、事茲に迄んては、貧富兩

者の間に軋轢を生じ、軋轢の極は腕力に訴へて尙ほ満足せず、各人民間に有する道義的脈絡は斷絶して、彼の貧富平均論や、社會共產主義の如きは、下等人民の耳に入り易く、一の新説は他の奇説を起し、以て共同體の基礎たる社會の秩序は、漸く軋轢の爲めに震蕩せるゝに至る。

○社會行政

社會顯象の不
同たる即ち地
球上寒帯は寒
く熱帯は熱き

各人民間の徳義上の關係地に墮ち、強弱相凌き大小相ひ争ふに至りては、各等級間の分離懸隔益々甚しく、其の軋轢底止する所なかるべし、事茲に迄んでは、下等人民即ち勞力者は、單に法律の上に同等たるを得るに満足せずして、經濟上に向て國家に求むる所あるに至るべし、國家は亦た法の上に於ける不同を除くに止らず、進んで人々に不同の同一となるの方便を與へざる可からず、然れども國家は固より社會自然の顯象たる不同を消滅すべきにあらず、此の不同を法律上の不同と爲さず、其の同一とな

か如く到底人
力の均一にす
るを得へから
す此不同即ち
萬物を化育す
る處にして社
會天然の不同
は即ち社會を
構成する所以
なり

り得べき各人民間道徳上の義務を法律上の義務と爲し、社會の利益に動されずして、屹然たる機關の獨立に依りて之れを確保し、以て不同の同一となるの方便を與ふるに在り、此の方便の行爲に表はるゝは、貧富の軋轢に對する社會行政にして、勞力者保護の問題の如き實に其の主要なるものとす、然らば貧富の軋轢に對する行政とは如何ん、第一勞力者の資本家に對する權利を確實にするに在りて、所謂各人民間道徳上の義務を法律上の義務と爲すものとす、勞方法及び裁判に關する制度より成る、第二勞力者の資本を醸成するに在りて、所謂下等人民を上進せしむるの方便とす、抑々社會問題の最大目的は、人々の發達を計るに在りて、其の發達は資本の醸成に基き、且つ之れに依りて實行せらるゝものなれば、勞力者の資本醸成は、此の行政の最終の區域を形るものと謂はざる可からず、予か社會の軋轢に對する國家

○講究の順序

行政の主眼として重きを置くものは、實に此に在りて存するなり、予が論せんとする處の貯金行政は、實に此の行政の主要なるものなりとす。

以上記述する所のものは、社會問題に對する行政の學理的觀察にして、近時文明諸國か社會行政の原則として執る所の國家の方策なり、此の方策を細論するに先ちて、此の學理を發顯し來れる事實上の觀察を明にすると、蓋し必要の條件たるへし。

事實と學理とに照して、社會軋轢の如何なる情態にして、其の行政の如何なる必要に起れるかを詳にし、而して我邦の事情に考察して以て其の方策を論ずるは、思ふに當然の順序なるべし。

予は外國にして然るか故に我邦も然りと云ふが如き速了の觀察を避くるものなり、予は唯彼れか事實を歴史上の成迹に察して、我邦の事實に對する安排如何を究めんとするのみ。

○社會軌轍の時期

歐洲諸國の社會軌轍に對する沿革は、實に之れを二大時期に分てり、即ち千八百三十年以前を第一期と爲し、其の以後今日に至るを第二期とするなり。

此の二期内の沿革は、歐洲の全面に關係を及ぼせるものにして、其の情態は固より國に依りて異同ありと雖も、英佛獨三國の事情に就て論ずるときは、全體の情況を推知するに足るべし。

○軌轍の第一期

我邦に貧富軌轍あらざりしころ國民の大幸福なり

第一期は、實に佛人か國民社會の最大主義なる同等の思想を哲學に於て論じたるの時を以て生まれり、此の主義は當時國家を支配せし所の等族社會を敵視し、遂に之れを撲滅したり、然れども此の同等主義の等族社會を壓倒するや、忽ち有資者と無資者との區別を生じたり、當初此の區別を除去せんか爲めに、殘暴なる政治を爲し、殆んど流血を以て富者を溺死せしめんと爲せり、

談稱く籠境に入る
○國民社會の勝利

然れども其の事成らずして主謀者は斃れ、而して貧富の間益々其の懸隔を大にせり、又貧富平均論の如き此の時に起り、人の所有權を除去せんと論せしも亦事を果さざりき。然るに此の時に當り、第一世那破崙大に勢力を得、下等人民をして己れに歸服せしめ、之れを戰陣に導きたりしかば、其の人民は戰功を以て、或は貴族となり、或は王侯となれり、是に於てか、人民は下級を脱して上級に進むを得たれば、始めて龍門に登るの道あることを知り得たるなり、其の後ち歐洲の戰亂漸く治り、内部の平和成れりと雖も、此の平和に於て、資本家は益々其の勢力を表はし、兵力も資本家に對しては歩を譲らざるを得ざるに至れり、是に於てか資本家は、立法及び行政上一種獨立のものとなり、而して戰時と雖も、獨り己れの自由を保護するを得たり、其の後路易十八世佛國に入り、第一着に憲法に依り商工資本家に立法

の權を與へたり、是に於て、國民社會は、全く勝を奏し、固有の憲法を創立し、歐洲各國の憲法を定むるの最大原素となれり、之れを第一期の一段落とす。

○等族社會の衰敗

此の如く國民社會の世となりしと雖も、豪族社會の遺風及び等族社會は、尙ほ未だ全く其の迹を絶つに至らざりしかば、獨英諸國に於ても、國民的憲法思想起り、再ひ豪族及び等族社會の元素と戦ひを交ふるに至れり、又佛國に於ても、追放せられたる貴族は、窃かに國に歸り、等族社會を復興せんとするの反動起りしかば、國民社會の元素、即ち勞力者及び資本家は、再ひ一致聯合して、其の間絶て等級の軋轢を生ずるとなく、唯共同の敵人、即ち等族社會に對して攻撃の方向を執れり、是れ固より自然の勢なりとす、此の形狀は、十五年間も引き續きたるが、千八百三十年七月の佛國の轉覆に於て再ひ破裂し、遂に國民社會主義の爲めに、等族

の特權は壞敗せられ、又獨逸に於ても、憲法を制定し、英國に於ても、大多數を以て選舉權に關る改革條例を可決するに至れり。此の佛國の轉覆は、世人の知れる如く、查列斯十世が、初め憲法を守ると宣言せしに、却て貴族僧侶の説を容れて其の特權を復せんと計り、命令權を以て種々特權保護の令を發したるより、平民は一揆を起し、王を廢して共和國となしたるにて、此の報の他の諸國に達するや、何れも多少の變動を起したりき、是れ國民社會主義の再ひ勝を占めたる時にして、之れを第一期の第二段落とはなすなり。

○社會軋轢の第二期

○資本家及び勞力者の盛衰

此の如く、干戈を動かし人血を流して、國民社會は遂に勝を奏したりと雖も、之れと同時に、嘗て一致したる二個の原素、即ち資本家と勞力者と再ひ其の聯合を破りて、互に相對立するに至れり、其の次第如何にと云ふに、資本家は全く自由を得て、其の資本は

一の實力となり、或は王家に接近し、或は國債として政府に集り、或は兵役を他に譲り、又選舉權は財産の有無如何に由らしめ、或は資本家より起りて大臣となり政權を掌握するに至り、資本家は此の如くにして國家を支配せんとせり、然るに第二の原素たる勞力者は、其の名は資本家と同一の自由を得たるに相違なきも、其實利益を享くるに必要な條件は、既に資本家の掌裡に歸し、資本家は其の事業に於て自由に勞力を組織し、勞力者は亦其得たる自由を使用するに由なかりき、加之資本家の事業は、互に利を食らんとして競争を始め、市價は常に巨大なる資本家の左右する所となり、小資本家は唯勞銀を低下にして、大資本家の低利に抗せんとするも、大資本家も亦一層勞銀を低下にして、遂に小資本家を壓倒したれば、結局勞力者をして困難を感せしむると深かりき、是れ實に貧富の懸隔甚しきより生じたる結果なりと

す、夫れ此の如く人民は不同なるも、尙ほ自由は存在すと云ふを得べきや、其の存せざるは言を疎すして明かなり、然らば如何にして自由は消滅せしや、要するに資本家獨り政權を掌握したるに由るのみ、蓋し國家は資本家の所有に歸し、代議院も亦資本家に屬したれば、政府の實權は則ち自然議會に屬したり、試みに見よ、此の時に當りて同等主義は果して何處に存するか。

是れ即ち第二期の始めに生じたる問題にして、此の時期も亦第一期と同しく二段落に分れたり、其の一段落は、千八百三十年より千八百四十八年に至るの時にして、此の時に當りて一事の甚た明瞭を得たるものあり、何ろや、資本家は國家及び政府を支配すと雖も、自己を支配するとを得ず、唯一己の私慾に掩はれて國家の本性を怠れ、自己の勢力を恃みて一己の利益に服従するも、又其の本源たる勞力に注意せざる可らざるに、却て之れを虐使

○勞力者の
動搖

せると是なり、當時資本家の傲慢にして少しも道義的關係に意を介せざるの太甚しきは、歴史の明に示す所なり。而して此の情態に至らしめたるは、政治家も學者も一般に、勞力者は僅かに生活を得るを以て満足するものなりと誤解し、起業者の利益は、益々之れを擴張せざる可らずと思惟したるに由るなり、當時勞力に對する思想は、彼のアダム、スミスの説に所謂勞力は一の物品にして需用供給の法則に従ふべきものなれば、此の法則は政府と雖も動かすを得ず、又如何なる行政處分と雖も之れを變更する能はずと云ふを信したり、此の説たるや一方より見れば、勞力を物品とするは、便益なる議論なりと雖も、社會行政の點に至りては毫も着意せざりしを以て、此の如く社會軋轢の起り來ると雖も、猶ほ依然として此の説に基き、此の學派の原則とする自然に放任せよとの趣旨を固執し、行政は社會の問

邪說橫行の害
以て鑑みるべし

題に關すへきものにあらず、社會の動搖に一定の法則あるものなれば、之れを自然に放任すへしとの論、實際に勢力を占められたば、此の情勢を助長したるは亦勢の然らしむる處なるべし、殊に此の學派は、利己主義に偏重を置き、各個人皆な其の利己心を逞ふするに放任するとき、自ら社會全體の利益となると云て、人類經濟的倚屬の理に注意せざりしを以て、各人民間道德上の關係は、主として經濟上に對して消滅するに至りたりき。此の學說に惑ひ、人々利己のみに偏重して、百事自然に放任したるを以て、情勢斯る場合に立至りたるも、政府は傍觀坐視、只勞力者の不平の舉動に對しては、刑法又は警察權を以て之れを禁制處罰するに過ぎざりき、されば資本家は、益々其の壓抑を逞ふし遂に勞力者をして資本家と合して一となるを嫌惡するの念を起さしめ、其の上彼等か常に信仰し、且つ歸服したる王室及び國

家に對し、救済を求むるも到底得べからずと失望せしむるに至れり、此の失望の結果は、遂に腕力を以て人の豫想し能はざる事業を數日の内に成し、歐州の大半に於て、勞力者をして國權を握らしむるの大劇變を生じたり。

此の大劇變は、人の知れるか如く千八百四十八年佛國に於て、路易非立^{イキツツ}が勞力者の企望殊に憲法改正の議を容れずして、終に二月二十二日巴里市民の騒亂を起せり、此の時王は廢せられて、國は再び共和國となり、路易那勃^{ルイナボレ}命選はれて大統領となれり、此の報の獨逸に達するや、民權黨四方に起り、無賴の徒多く之れに加はり、二月二十九日以來各地に亂を起し、此の波動蕩々として、奧地利に捲來り、奧國亦一揆起りて維也納府遂に暴民に據らる、伊太利も亦此の報に接し、三月十八日美蘭の民兵を起し、羅馬の民は、法王を追ふて共和政府を建てたり、海を隔つる英國は、幸にし

て此の狂瀾の變動を生ずる輕かりしも、遂に倫敦其の他に小民の暴動ありき。

○動搖の結果

斯く無資の人民漸く政權を得るや、有資の人民亦之れに對抗せんとするは自然の勢なり、蓋し一の等級人民の全く他の等級人民に服従するは、決して永續すべき形狀にあらず、忽ちにして反動を起し、革命の萌芽を生じ來るは、何れの國に於ても然らざるはなく、此の時に當りては、國權は右手に劍を把り、左手に法律を撿し、以て此の形狀を裁判せんと待つものにして、此等革命の後には殆んど常例の如く、直ちに非常に國權を膨脹するものなり、社會轉覆の後ち君主獨裁政治の起れるは、實に争ふ可らざるの數たり、古へより謂ふ、專制政府は常に社會等級の交戦の結果に出つと、看よ羅馬の該撤^{シイザ}、英の格倫^{コロンネル}、佛の第一世那勃^{ナボレ}命の出たは、皆な社會轉覆の後に於てせり、現に佛の第三世那勃命は選

はれて大統領となり、其の就任の期を十年と定めたるに、僅かに二年ならずして之れを帝國と爲し、自ら登りて帝王となりしに、あらずや、壞國も亦暴民の無狀を厭ひて王政を思ひ、約瑟獨裁の政治に復し、普の弗列的亦之れに倣ふて、憲法編制の議會を解散して獨裁の政治に復せり、羅馬法王も助を佛國に請ひ、民兵を逐て位に復し、國民又專制を受けたり。

此の如く專制政府の起れる後に於ては、國民社會の二元素は、必ず彼の千八百三十年前に於けると同く、一致共同して等族の特權に對せるか如く、此の專制政府に對抗するに至るべしと思はざるはなし、然れども豈に料らんや、實際に於ては然らずして、茲に第三の轉覆起らずして、一種の新元素を生じたり、之れを勞力者の等級と爲す、是れ實に第二期の一段落なり。

○勞力者の獨立

勞力者は千八百四十八年に於ては全く勝を占めたるも、千八百

○貧富軋轢の影響

四十八年後には直ちに敗を取れり、勞力者は其の員數に於てこそ、資本家に數倍すべけれ、其の品類に於ては、却て之れより劣れる數等なると明白となり、且つ又其の一種固有の性質ありて、資本の性質とは全く異なることも亦明白となれり、是に於てか、勞力者は、單に理論上に於て一種の等級なることを認められしのみならず、事實上自ら亦一種の等級なることを辨識するに至れり、本期第一段の結果は、一種獨立の勞力者なる等級の發せんとしたるに在りて、今は實に此種の民族の發達せんとするの時なり。されは千八百四十八年以來の事績は、勞力者なる一種の等級に發達せんとするの事實にして、今は既に獨立の形體を現出するに至れり、故に行政は従前の如く彼の曖昧の中に、各種の原素を含みたる、不定物に對して行爲を施すにあらずして、一定の原素に對して之れを施すを得るとなれり、加之此の軋轢は、貧富の

益々懸隔するに基むるのみならず、又彼の歐洲全體の經濟的
共同生活は、歐洲全體に關する社會の軋轢となり、社會問題は稍
く歩武を進めて、國際問題に影響を及ぼすに至れり、乃ち無資人
民其の同志者を増加すれば、隨て其の勢力を増加すべしとの感
覺を以て、之れを煽動するものあるか爲めに、社會の危険は、一層
其の範圍を廣めたり、而して一方に於て資本家も亦共同の感覺
を勵まし相桔棒するに至れり。

此の如く社會問題の關係大なるに至りし上は、學問上深く此の
問題を講究せざる可からざるのみならず、他の一方に於ては、此
の問題に對して政府の責任を重ふると愈々大なるに至れり、
是を以て、今や政府は従前の如く、單に彼の社會の變動を壓服す
るに警察又は兵力を用ふる能はずして、遂に此の軋轢に對する
社會行政の一部門を開かざるを得ざるに至れるなり。

○社會行政
の成立○軋轢に於
ける二個の
事情

今ま夫れ歴史上の事實に就て、此の動搖の性質を究極するとき
は、此の動搖の始めより二個の事項を含有するものなるを知る
へし、乃ち其の一は無資人民か勞銀其の他の關係に就ては一も
顧みるとなく、單に國權殊に立法權を握らんとするに在り、其の
二は之れに反して専ら勞銀に對するの戰闘に在ると是なり、故
に第一の軋轢を憲法に對するものと爲し、第二の軋轢を資本に
對するものと爲す、而して此の憲法に對する軋轢よりしては、法
律上の危険を惹起し、資本に對するの軋轢よりしては、經濟上の
危険を惹起せり。

而して此の二個の事項は、彼の社會動搖の二大時期と聯絡し、千
八百三十年までは、資本家は勞力者と合同して、尙ほ僅に遺存せ
る豪族及び等族の特權に對立せしも、千八百三十年以來は、勞力
者は資本家より分離して之れと相對せり。

されは千八百三十年前に於ては、人は理に於て同等なりとの思想を憲法上の主義と爲して、憲法上に向て専ら此の思想を注ぎたるを以て、他の所有權を除去し、貧富を平均するころ、國家及び社會秩序の基礎なりとの、極端の議論は實際格別の勢力を有せざりき。

○勞力者の組織

然るに資本家の勢力を得、勞力者の不平を訴ふると同時に、世論は將來人類の發達は憲法にあらすして、勞力と資本の關係を正しくするに在りと云ふに傾向し、此の思想を以て、或は所有權を攻撃し、或は勞力をして起業上の利益に與らしむるの、正當なることを論ずるものありて、茲に始めて勞力の組織なる名稱を生じたり、即ち勞力者か一人の力を以て企望し能はざる勞働者の境遇及び其の報酬を團結の力に由りて得んとし、兼ては職業を失ひ又は傭主の爲めに自己の利益を損害せられたるものを互に救

濟せんとするにあり、然るに從來は、此の結合の組織に對しても全く其の集合を禁じたり、此れ當時に於ける理論も政事家も、前に述べたるか如く、勞力者は僅に生活を得せしむれば足れり、起業者の利益は益々之れを擴張せざる可らずと思惟したるに由るなり、然るに此の時に至りては、勞力者は既に自己の勞力を自己の定めたる價值を以て賣るの權利を有するものにして、若し傭主の與ふる所不相當なりと思惟するときは、其の雇を辭するを得るは、恰も商人か自己の任意に物品を賣買するを得るの權利を有し、買客の與ふる價值にして不満足なる時は之を拒み得ると同様なり、而して勞力者は一人の力を以て傭主に抵抗する能はざるか故に、許多の勞力者と結合して、適當なる價值を請求するは至當なりとの趣旨を唱ふるに至り、遂に彼れ平均論や共産論も、此虛に乗じて人聽を聳動するに至りしなり、されは、千

八百四十八年の革命後は、各國議會の問題は専ら所有權に關する激論のみにして、其の問題の憲法上問題にあらずして社會に關する問題なるに拘はらず、憲法の動搖と社會の動搖と相混同せられて動搖したり、此の動搖の中よりして勞力者を一種の等級と爲すの説も成立し、勞力者の等級に關する要求を定め、又其の組織を自由にせんとするの議大に勢力を占むるに至れり、是に於てか、從來は勞力者の結合に對し其の内部の組織に就ては、特別の法律及び行政法の存するとなき、事あれば直ちに警察及び刑法の支配するのみなりしが、之れよりして勞力者の結合は全く自由となり、其の内部の組織に自由を與へ、唯其の既得權を妨害せんとする所爲を嚴禁するに止め、又強制の結合は、罰則を設けて之を處分すべしといへる、行政法の主義一般に行はるゝに至りて、茲に一の勞力者等級は明かに獨立を認めらるゝととな

りたり。

○軌轢に對する國家の行爲

假りに勞力者等級の獨立を認め、其の組織を自由にせば、社會の平和を保つとを得べきかといふに、寧ろ此の等級の獨立を認めしか爲めに、益々資本家との軌轢を増長したりと云はざるを得ざるものあり、其の獨立を認むるは正當なり、其の組織を自由にするも亦た可なり、然かれども資本家に取りては、勞力者の獨立を認むるは、資本家の門内に城郭を構造せしむるに異ならず、勞力組織の自由を許すは、兵器彈藥を自由に製造せしむるに同じ、此の城郭は、以て資本家に對すべく、此の自由は、以て資本家を攻むべし、資本家たるもの亦た自己の利益のために、此の城郭を破壊し、此の自由を消滅せんとする手段を取るは、免かる可らざるの勢なりとす、是に於てか、此の二者の間に處する國家の行政を要するに至るなり、凡そ何等の等級に拘らず、其の最後の方

便は、之れを國家に求むるの外あるなし、國家なるものは至大なる一個人にして、其の内部に無數人民の社會上發達を計るものなれば、國家は社會の上に屹然として、之れか調和を計らざるを得ざるなり。

○國家行爲の二大要件

前章に叙せし社會行政は、實に此の必要に對して起れるなり、然らば其の行政は如何なるものなるか、他なし前にも述べたるか如く、勞力者の獨立を確實にして資本家との關係を正しくし、其の資本の醸成を計りて、不同の同一となるの方便を與ふるに在るなり。

夫れ往時に在りては、勞力者は地頭又は特權あるものに對する隷屬にして、其の勞力は只徭役法たるに過ぎず、夫れ徭役なるか故に其の自由や全く存するとなし、然るに今や勞働の自由及び一個人の自由始めて生じ、其の他人に屬するは民法上の契約を

以てするとなれり、是れ法の上に於ては同等たるの地位を占め得たるなり、獨り法の上に同等たらしむるのみならず、又各人民間道義上の關係を法律上の義務と爲すにあり、されども全く弱者の不自由を除き、强者の壓抑を排し、人々に不同の同一となるの方便を與ふるを得べきにあらず、是に於てか、傭主と被傭者との關係に就て、勞働の爲め生すべき生命及び健康の危険を除き、時間、服役、及び契約上一方のみの自由、又は利益の爲めに支配せられざるの疆界を規定し、又此等の規程を定むると同時に、之れを行ふや否やを監督し、又兩者の間に生ずる事項に對して其の正否を判定するの官衙を設くる必要を生ずるに至るなり。此の如くにして資本家に對し勞力者を獨立せしむるも、獨り其獨立を得せしむるのみにして足れりとせず、一個人が下等の階級を脱して、高等の階級に上進するの作用なからしめざる可ら

す、此の作用たる他なし、資本の醸成是なり。勞力者は獨立を得ると共に、勞銀の給與に對しても其の餘裕を得るに至るへしと雖も、之れを得ると同時に、之れを利殖せしむるの道と與ふるにあらざれば、啻に上進の方便を壅塞するのみならず、却て其の弊害を助長するに至るべきなり、故に行政は勞力者の餘す所の小金額をして資本の作用を行はしめんとするも、其の額小にして無力なれば勢ひ之を助成して、集合利殖し以て獨立資本たらしめざる可らず、勞力者をして所有者とするは、資本家と勞力者、とを調和するの最好方便なり、是に於てか、貯金は始めて、社會問題に對して最要の行政となるなり、社會問題の最大目的たる、人々の發達に欠く可らざるの要件として、國家の關與を要するものとなるなり、歐洲諸國が貯金行政に注意するの深切なる、予れ洵とに其の以ゑあるを知る。

○社會的貯金行政の發達

歐洲諸國の貯金事業(銀行を除く)は、固と是れ經濟上の需用に起り、慈善的行爲に成りしと雖も、今や國家の之れに對し、人民の之れを見る、信用的銀行組織を以てせず、宗旨的慈善事業を以てせず、實に社會行政の主義に依りて管理せられ、勞力保護の趣旨に依りて待遇せらるゝなり。

予は前にも明言したるか如く、歐洲諸國に於て然るか故に、我邦も亦然かせざるを得すと謂ふにあらす、我邦に於ては、特に必要なる關係を有するか故に、貯金の方便を社會的行政の方針に執るは、國家前途の大計にして、社會等級の軌轍を未發に制するの方策なりと謂ふに在るなり、請ふ論歩を進めて社會的貯金の主義を論し、而して我邦の情勢を觀察して之れが必要を明にせん。

○貯金行政
の二方面

第三章 社會的貯金行政を論ず

國家は一個人に向て直接に其の資本の醸成に干渉すべきものにあらず、宜く一個人の資本を醸成せんとする行爲に對し、其の方便を與ふへし、然れども決して直ちに資本其の物を與ふべきにあらず、資本なるものは、一個人か其の勤勞を以て醸成すべきものにして、其の財産は亦自ら收得せざる可らず、國家は唯之れに向て必要なる方便を與ふるに怠る可らず、貯金行政なるものは、全く此の方便として起るものにて、一面は經濟上、一面は社會上の性質を帶ぶるものなり。

夫れ貯金預所とは、各人の貯蓄金を預り、其の預け人の欲する時に利子を加へて拂戻す所のものなり、此の設置は、元來大小資本の爲めに齊く要するものにして、始めは經濟上の設置に屬し、未だ社會上の設置には屬せざりき、然るに近代の一大問題たる、社

○經濟上の
需用

會問題の形體を得るや、此等貯金に向て大小資本の軋轢を感じ、遂に經濟的目的の外に、尙ほ社會的主義を確守せざる可らざるに至れるなり、請ふ先つ此の行政か如何に經濟上及び社會上の兩面に向て感化を與ふるかを述べ、而して其の組織効用に論及せん。

資本の醸成に欠く可からざる必要の機關は、實に貯金預所と爲す、是れ經濟上の要件として、貯金預所の往時より成立したる所以なり。

抑々生産の必要物は、自然、勞力及び資本の三者なりと雖も、往時に在りては、生産は獨り自然に支配せられ、次て勞力に及びしも、今や殆ど資本獨り生産を指揮し、勞力の効果を增加するも、亦一に資本の力に依らざるを得ず、是れ資本醸成の要件となれる以て知るべきなり、然るに資本の醸成なるものは、實に事業中の最

大難事にして、日々復習し、年々繼續するにあらざれば能くすべきにあらす、故に資本の醸成を妨ぐる所のものを排除し、且つ之れを利する事物を設備するは、獨り政府の任する所なり、されは其の良心を起し、其の習慣を養ふと共に、其の資本増殖に必用なる機關と安全の保護を與ふるは、經濟上適當の行政と謂ふべきなり。

○此需用に對する國家の設備

蓋し貯蓄なるものは、現在に犠牲を供して、將來に利益を收むるにあれば、人をして將來に確信を置き、其節約したる報酬は、必ず之れあることを信用せしめざる可からず、例へは法律其の効を失ひ、盜賊横行するに於ては、勞力の結果を失ふの患あるか故に、人民の不安心は直ちに貯蓄の企望を滅殺し、自暴自棄に陥らしむるを免れざるべし。貯蓄は鄙吝と正反對にして、高尚なる道義心と並ひ發し、以て能

く勞に積み、亦能く義に散する處の善良なる行爲を生ずるなり、又貯蓄は荒耽と相容れざるものにして、彼れは物を消失し、此れは其の消失せんとするものを獲るなり、故に此の慣習を養ふときは、人をして遠慮の思念と、先見の精神を強からしむるものなり、又教育其の宜きを得ると否とは、大に此の貯蓄の嗜好を増減すべし、ミルが、人將來の利益の爲めに、現在の艱苦を甘んずるの度は、以て文明の進否を量るの尺度と云ふへし、勞力者をして其の狀態を改良し、資本を貯蓄せしめんには、教育又宗教に依りて其の心中に將來の利益は、現在の忍苦より大なりとの信用を發せしむると、最も必要なりと云へるも此の趣意なり。以上は法制又は教育に關するものなれども、此の信用を固からしむると同時に、貯金機關を設備せざれば、貯蓄の効用を擧ると難かるべし、蓋し貯蓄は積集して、殖産上の用を爲さしむるにあ

らざれば、之れを利殖して、社會に利益を及ぼすに由なかるべし。假令ひ小貯蓄を爲すもの多きも、之れを資本に利用するの機會を得せしめざれば、利殖するの道あるとなし、故に之れを利殖して、社會に生産的効用を擧げんには、小貯蓄を集合して、安全に利殖するの機關なかる可らず、ボリユーが貯蓄の文明の發達に伴ふて著く増加せしは、第一教育は、社會各等級の人民をして、益々先見遠慮の感情を深からしめたるも、第二機敏なる文明は、人情の嗜好を増し、之れを實踐し得るの地に置き、以て貯蓄の機關を増置せしとにありと云へるは是なり、以上の必要よりして起れる貯金機關の形體は、銀行と單一の貯金預所なり、而して巨大の資本に對しては、銀行の必要なると同く、預所は少額金圓の預托の爲めに、設けざる可らざるは疑ひを容れざる所なり、貯金の故郷とも稱せらるゝ英國にて、貯金預所を設けしは、十八世紀の末

○社會上の需用

に僧侶等が小民多き地に開きしに起れるを見て、又普國が、千八百三十八年十二月の貯金預所條例に、此條例の主眼とする所は、小民をして少量なる貯蓄金を利用すべき便利を得せしむるの用に供するに在りと云ふを見ても、貯金預所なるものは全然小民の貯金機關として起りたるや知るべきなり。然るに近代の一大問題たる、社會問題の形體を得るや、此等貯金預所にも其影響を及ぼし、貯金預所本來の性質たる、小民貯金の機關たる主義は漸次に減退し、其の資金の増殖は、重に富者に對するものとなり、少額貯金の數は、其の割合に増加するを得ざりき、此の事實は千八百七十年前より明白となり、大に行政上の注意を惹起す所とはなれり、且つ又一方には、勞力者は勞力法に依り、勞力の獨立を得たるも、其の獨立を保ち、上進を計るの方便たる資本醸成の作用なからんには、啻に社會軌轍の動搖を増加

○勞力者位
地の顛敗及
ひ動搖

するのみにして、勞力の獨立も亦何の效力のあらざるに予、深く識者の注目を惹起す所とはなれり、スマイルス曾て云へるとあり、我英國に於て、勞力社會の面目を改良せんか爲め、政事上に非常の改革を施し、彼等の食料税を免除して、之れを中等及び上等社會に賦課したりと雖も、彼等は益々面目を顛敗し、之れに依りて其の家事を整頓するもの一も之れなきは、全く彼れ等各人の弊風より生ずるなりと此の言實に其の適例なり。

抑々資本家と勞力者の軋轢は、其始め必ず資本家の勞力者を壓抑するに起る、故に社會問題の貧富の軋轢に起るや、衆目皆勞力の獨立に傾向するは自然の勢ひなり、是を以て、過去十數年の立法及び行政は、主として勞力の獨立を計るに汲々として亦他念あらざりし、其の獨立の確實になりしは良とに其の結果なるべしと雖も、此の獨立は、今日果して能く社會調和の目的を達し

勞力者の憫むべき己れに銀を得る能はざるのみならず、又他の傀儡となる忍て之れを使喚するもの抑も亦何の心かや

得たりや、同盟罷工其他暴動の迹を絶たざるは、抑々亦何の故をや、勞力者の収入は増加せり、然れども之れと同時に不生産的消費も増加せり、此の消費の増加すると共に、勞力者の地位は益々顛敗せり、貪て飽かず、飽て濫るゝは小人の常なり、孟子の所謂恒産なければ恒心なし、恒心なければ、放僻邪侈至らざるなしといへるか如く、今や同盟罷工の資金は募集し得るも、却て生産資本に欠乏を告げ、遂に奸譎の徒をして機に乗して變亂を起さしむ、歐米近代の罷工、又は暴動たる、多くは勞力者より起るにあらずして、他の教唆に因るものなりとは世の既に認むる所なり。

而して、彼等をして資本を醸成し、恒心を有せしむるの貯金機關にして、此の應用を敏活ならしめざるべきは如何ん、然る時は彼等をして、徒らに貪て飽き、飽て濫れしむるに過ぎざるなり、彼等の濫行は、彼等自身の上に止らしむれば尙ほ可なり、其の社會の

的例

治安を妨げ、經濟の發達を害するに至りては、果して如何るや、夫れ人間經濟的倚屬は常に相須ちて、活動するものなり、故に炭坑坑夫の罷工は、百萬の市民を冷死せしめんとせり、鐵道工夫の罷工は、定時交通を遮斷して、非常の損害を興へたり、是れ近く對岸の米國にありし慘況にあらずや。

所謂霜を履んで堅氷の至るを知る君子の事なり

千八百七十年前後は、歐洲大陸に於て大に投機事業の流行したる時にして、又製作の起業も甚た盛んなる時なりし、されは工錢の高直なるとも亦無比なりき、然るに勞力社會の風習は甚た頽敗し、其の勞銀は悉く之れを飲食賭博に費し、安きを偷みて毫も他日の豫備に充る念なきのみならず、動もすれば相集りて、國政を誹議して暴亂を事とするに至れり、而して彼等を此の深淵に驅逐したるものは、彼等の喜んで聞きし所の恐るべき、共產論や平均論なりしなり。

縦ひ彼等の喜んで聞く所の、共產論や平均説の行はるゝにせよ、之れを保持し能はざるは明白にして、同一の財産も、其の所有する人の體力如何に依りて等差を生ずるものたり、各個人の資本に異同を生ずるは、經濟上の最大原則にして、此の異同あるか爲めに、經濟發達の作用を生ずるなり、經濟發達の淵源は、誠に資本醸成力の異同に在りて存すると謂はざる可からず、されは縦しや、各個人の資本を平均し、財産を共有するとも、直ちに亦變して不同となり、亦散して獨立の資本財産となるは、鏡に懸けて見るか如し、故に此等極端論の、實地に行はれざるのみか、其の荒唐無稽なるは、言を跋さるなり、資本の醸成は永續するものは徐々に成效すると云ふ格言の如く、勤儉の習性に依りて永續するにあらざれば、行ふ可きにあらざるなり、彼の千八百四十年前後英國に在りて、殊に商況閉塞して、勞力者多くは職業を失ひ、世間

處、貧苦困乏に陥らざるものなかりし、是に於てや、此慘狀を救濟せんか爲めに、社會論、過激論及び自由貿易論等種々の法按を考へ、其の他實際に行ふ可らざる妄說空論を唱へ、囂々湧くが如き狀況なりし、此の如き困乏の日に於ても、平生將來の事を慮り、目前の用を節して、多少の貯蓄を爲せしものは、其の豫備金を拂戻して、泰然業務の挽回するまで待つとを得たり、當時彼のグラツトストーンをして社會的貯金行政を行はしめたるサイクスが、已れ自らも自由貿易論を主張したるに拘らず、他の論者と異にして、今後假令ひ隆盛の時期に回復するも、豫め教育を施し、且つ勤儉の良慣習を養ふにあらされは、社會の害毒并ひ起りて、一國の隆盛も、亦今日窮乏の時に異ならざることを認知し、遂に奮て幾多の難艱を嘗め、グラツトストーンと共に、英國小民位地改良の基礎を築くとを得たりしなり。

○社會的貯金機關の必要

若し夫れ千八百七十年前後の製作事業隆盛の時に當り、彼等にして將來を慮るの心ありたらんには、父たる者は、浪費を節減し、母たるものは、餘裕を蓄積し、又た小兒も、良教育美習慣に薰陶せられて、儉徳を鍊磨し、分限に應じて、金額を貯金函に投入せしや決して疑ふ可らざるなり。

抑々勞力者たるものは、其の職業を始め家政を立るに當りては、只些少の資本にて足るものなれば、數年間の衣食を節し、嗜欲を制するに於ては、其の資本を得るは至難の業にはあらざるなり、然るに以上の如く、浪費して顧みざる所以のもの、畢竟政府は其の貯蓄を得せしむるの方便を缺き、彼等は其の習慣に乏きの致す所なり、是れ此の資本を醸成するの方便、及び習慣を與ふるとの、社會行政の要件となれる所以なり、勞力者地位の改良は、頻年政治家の苦心する所にして、其の漸くに端緒に就くを得たるは、

實に此の政策にありしなり。

恒産なき者は
恒心なく放肆
邪侈至らざる
處なき好個の

勞力者の地位を改良し、其の恒心を固ふする最大要件は、勞力者をして所有者たらしむるに在り、勞力者を所有者とするは、資本と勞力とを一手に集むるものなり、資本と勞力を集めて、其の關係を親密にするは、是れ相互の軋轢を滑かならしむるの方便たり、是れ實に社會の整頓を計り、其の權衡を均正ならしむるに於て、最好方便と言はざるを得ず、凡る勞力者にして、家産即ち幾畝の土地、公債證書、株券若くは貯金通帳の如きものを所有するに至れば、稍く節度を重んずるの意志を生じ、遂に自重の念を發し、自己の辛苦して得たる財産、即ち恒産を妄りに失はんとを恐るゝに至らん、此の節度を重んずるの心は、即ち所謂恒心なり、恒心は、此の恒産に由りて發せらるゝものなり、此に一例あり、千八百四十八年佛國の革命の亂に與して戰亡せし職工中、一人として

一證なり

貯金通帳を所有せしものなかりしと云ふは、良とに其の一證にあらずや。

且つ又既に所有者となるに至れば、自ら勞働を勵まして、所謂勞働の収入は、即ち資本の増殖なれば、其の一身の地位を高むるに至るは、論を俟たざるなり、曾て英國が一錢銀行に於て、學校貯金を行ふたる結果は、大に勞働者の地位を改良するを得たりとは、現首相グラットストンの、千八百七十四年の大演説に公言したる事實に於て明かなり、之れを以て是れを推すに、勞力者が地位の改良は、一に貯金機關の方便に由らざる可らざるを知るべし、又一例あり、白耳義に於て千八百六十年の統計上、六百五十人に付き、一人の罪人あり、千九百二十人に付き、一人の貧民あるの割合なりしも、千八百七十七年に至りては、千十人に付き、罪人一人二千二百二十人に付き、貧民一人を出す割合となりしは、全く千

八百七十年前より、社會的貯金、殊に學校貯金を行ふたるの力、其の多きに居るとは世の稱する所なり、何となれば千八百六十年に於ける割合と此より前二十年、即ち千八百四十年に於ける割合と大差なし、是れ皆な社會的貯金の設けなき以前なれば、社會の狀態依然として變せざりしなり、即ち千八百四十年に於ては實に五百八十五人に付き、一人の罪人あり、千四百六十人に付き一人の貧民ある割合にして、千八百六十年に於て、僅少の減少を見るのみ、之れを十七年後の減少額に比するときは、其の原由の疑ふ可からざるや明かなり。

○貯金機關の本能

或は云ふ、勞力者をして所有者たらしむるは、貯金機關に由らざるも、資本又は起業に要する器具を貸與する方法を設備せば足らんと、然れども是れ兒子の得たる遺産と同く、諺に所謂、惡錢身に附かざるものにて、亦是れ一の放蕩資たるに過ぎざるなり。

○社會的貯金機關の成立

勞せざるものは散し易し、自ら勤勞して貯蓄し得たる資本のみ、亦能く資本の効用を爲すべきなり、故に先づ序を整へ分を守るの志念より導きて、貯金の結果を、勞働の種子より收め得らるゝの趣旨を會得せしめ、彼の貯蓄の效用は、自ら蓄積し、又自ら收得するの歡樂を生じ、勞働と節制とに由りて、精神並形體上、無數の福祉を増す所以を感念せしめて、勤勉と貯蓄と並行して、始めて地位改良の效を奏すべきなり、フランクリンが、勤勞と貯蓄に賴らずして、人間の狀態を改良するを得べしと云ふものあらは、汝の仇敵なり、必ず汝の判斷を謬るべしと云へるもの、洵に以爲あるなり、是を以て貯金預所は、直接に預主の資産を増加するのみならず、道德上間接の裨益も、亦之れと同一なるべしと云へるは之れか爲めなり。

此の理由よりして社會行政は、勞力を獨立せしめ、其の收入を確

實にし、且つ餘裕あらしむると共に、之れを利殖して所有者たらしむるの方便を與ふるを必要とするなり、而して此の小資本を集合し、轉じて社會の生産資本と爲し、之れを利殖して、勞力者に所有權を有せしめんとせば、普く貯金機關を設置して、平易等に取扱を爲し、以て勞力者の需用を充さる可らず、是れ現今歐洲諸國に於て、私立貯金預所を勸奨保護したる、經濟的行政に一步を進めて、政府自ら管理するの必要を認め、郵便局を以て貯金機關として、社會的主義を以て施行せしむるに至れる所以なり。然れども政府は、貯金機關を管掌して、国立貯金預所と競争するにあらざるなり、又民設機關に於ても更に影響を被らざりしなり、要するに、社會の状態か小民保護の爲めに、社會治安の爲めに政府をして直接の管掌を爲さるを得さらしめたるなり、請ふ其の然る所以を述べん。

○国立機關の欠所

既に述べたる如く、貯金機關も大小資本の軌轢を被ひ、貯金預所の本旨たる小民の貯金預所たる主義は、漸次に減退して其の資金の増殖は、率ね富民に對するものなりき、此の事實は千八百七十年前後より、政治家の注意を惹起し、其の結果として此の状態を來したるは、全く小民か貯金預所に往來するの煩を厭はしめたるに在るとを發見せり、蓋し国立なれ公立なれ、利益を見ざるの地は、純粹の慈善的設置に係るもの、外は、普く之れを設置するに能はざるは、親易きの理とす。又貯金預所は、力めて慈善的、及び教育的の性質に陥らざるに注意せざる可らずとは、慈善的行爲を以て成り立ちし、歴史上の結果を見て發明したるものなり、且つ又貯金預所は、多數の小民をして、救育慈惠を受くるの、卑屈無耻の事なるを悟らしめ、且つ經濟の效用のみならず、德育を發するを目的とするものなりとの

事は、之れより以前既に世人の認むる所なりしなり。又預所の配置は、統一の組織に由らされは不規則たるを免れず、其の預所二三ヶ所ある都邑もあれば、唯一個の預所なき地方も多し、其の他時限の異同、休日の多少等、預け人をして些少の貯蓄の爲めに、職業を妨げ、或は休暇を消失せしめ、其の煩雜少しとせず、是れ貯蓄心を減退せしむるの一因なり。獨り此等の不便に止らず、若し預所の聯絡なき時は、一個の貯金預所より受領したる通帳を以て、其の後ち他に移轉したる時など、更に其の地の預所に預け入れ拂戻を爲す能はず、爲めに其の地方にのみ限らざるを得ず、此の如く區域の狹隘なる通帳は、浮沈極りなきを常とする、職工、行商輩の爲めには、其の不便甚しくして、到底需用に適せざるなり、然るに此の區域の廣くして、聯絡相通し活用の妙あらは、此等の職工は固より論なく、一般人民に

○郵便機關の利用

於ても、其の住居を移轉する場合、又は旅行中に於て利子を失ふとなく、又通知期限に關するとなく、費用と時間を要せずして、新住地預所の預主となるを得へき便利あるなり、私立又は共立に在りては、一地方一團體限りの性質を有し、且つ土地の情況に依り、互に其の利害を異にするを以て、上に述ぶるが如き活用は實行し得へからず、然れども全國一般、畫一の方法を實施するに足るべき、一大同盟を結合するか如きは、決して企て得へき事にあらず、實際統一の貯金機關を要するに至るは、自然の數と云はざる可らず。以上の不便を除きて、畫一の方法を取り、一般に其の利便を普及するは、唯政府之れか主となりて、郵便局を利用するの一途あるのみ、此法たる始め英國に起り、千八百七十年より八十年に涉て、既に歐洲諸國を始めとし、他の諸國にも及ぼして、大に好結果を

收めたり。

元來郵便局は、私立又は公立貯金預所の如く、大都府、並に重要な場所にのみ限らずして、全国各地に普設し、且つ毎日業を開きて停止するとなし、外國にては無休暇にて取扱ふを通例とす。又其の取扱人は、既に爲替其の他の金圓運輸の事務に當るを以て、貯金の預け拂ひに従事せしむるに於て最も適當なりとす。之れをして一般に貯金を取扱はしむるときは、小民貯金の主義を達するに便宜にして、人民の利益を享くるとも亦大なりとす。而して彼の貯金の便法たる、貯金切手の如き、其の拂下ヶ方を郵便切手と共に取扱ふと、亦容易にして且つ便利なり。

此の如き趣旨を以て、貯金を取扱ふものなるが故に、他の公私立貯金預所と競争を起すとなきを以て、敢て他の發達を妨げざるなり。公私立貯金預所も、素より經濟上重要な機關なるを以て、國家は之れに獎勵を加ふると、當然の事なれば、若しも郵便貯金の爲めに、之れに妨害を加ふるか如きとあらば、是れ所謂角を矯めんとして牛を殺す處の所爲たるを免れざるへし、然れども郵便局は、社會的貯金の目的を守るが故に、實際斯る恐れは歐洲の實驗に於て更に起らざりし所なり。

蓋し郵便貯金預所か活動の區域は、地方普通の貯金預所活動の區域と全く其の趣を異にするものにして、郵便貯金預所は、殊に下等小民の、從來未だ貯蓄の習慣を有せざるものを誘導し、少量なる資本を一處に集合して、小民を利用するの外なきものなれば、其の最高額の制限も、他の普通の貯金預所の貯金額よりも甚だ低點に止り、又普通の貯金預所は自ら利用して、高利を收め得べきを以て、郵便貯金に比して多くの利子を付與するも、尙ほ貯金の多からんとを望まざるを得ざる趣ありとは雖ども、郵便貯金

は多く利益を收むるよりも寧ろ充分確實なる利用を目的とす
 れは、其の預り制限は、他の預所よりも低點に定め、利子も從て低
 からざるを得ず。

○官私兩機 關の並立

斯く郵便貯金預所は、最高金額の制限と利子の低廉とは其の特
 性なれば、普通貯金預所は、毫も影響を被らざるのみならず、兩者相
 並立駢行して、能く社會上及び經濟上の目的を達し得べきなり、
 佛國の私立貯金預所は、千八百八十一年に於て一億四千六百五
 十七萬六千百十六フランク〔我二千九百三十一萬五千二百二十
 三圓餘〕の貯金を受領したり、然るに其翌年郵便貯金預所を開設
 したるに其年内に於て早くも郵便貯金四千六百八十二萬三千
 四百四十一フランク〔我九百三十六萬四千六百八十八圓餘〕を受
 領したれば、私立貯金は其影響を及ぼすべきに、却て仍ほ三億五
 千二百五十四萬四千八百七十七フランク〔我七千五十萬八千九

百七十五圓餘〕の巨額を受領せり、伊太利に於ても郵便貯金設立
 の前年、即ち千八百七十四年の末に於て、四億六千七百十二萬九
 千八百〇七リラ〔又英國の如き、其の國特殊の法制あり、爲めに私
 立預所は、頗ぶる不利の地位に立つに拘らず、其の貯金金額は、千
 八百六十一年に於て四千二百二十六萬ポンド〔我二億八百三十萬
 圓〕なりしも、郵便貯金預所を開きたる翌年には、却て増加して四
 千四百九十八萬七千ポンド〔我二億二千四百九十三萬五千圓〕に
 上り、而して此年間に於る郵便貯金の高を見るに、實に四千七百七
 十六萬八千ポンド〔我二億八百八十四萬圓〕に達したるか如き以
 て其の一例とすべし、而して此の郵便貯金となりしものは、全く
 從來貯蓄の習慣を有せざりし、小民の死金を集合したるものな
 るや知るべきなり。

夫れ此の如く、私立預所は、中等以上の社會の機關となり、郵便貯

○社會的貯金主義

金預所は、社會下層の多數小民の地位改良の機關たるか故に、直ちに其の預托金額の上に就て差異を見るなり、即ち佛國に於ける私立預所預ケ人の一人平均額は、我か九十九圓七十九錢二厘にして、郵便貯金預所預ケ人の一人平均額は、我か五十四圓四拾五錢に當り、千八百九十年調伊太利に於ける私立預所預ケ人の一人平均額は、我か百六十七圓餘にして、郵便貯金の預ケ人一人平均額は、我か三十九圓餘に當る、千八百八十九年調されは何れの國も皆な社會的行政の主義を取りて、郵便貯金預托總額を制限し、勞力者が獨立起業の資本を得せしむるを標準として其の總額を定めたり、奥の一千「ゲルデン」〔我五百圓〕佛の二千「フランク」〔我三百九十六圓〕伊の一千「リイラ」〔我百九十八圓〕に於けるを以て見るべし、英の如きは獨り官立貯金に社會主義を行ふに止らず進んで之れを私立預所にも及ぼして、百五十「ポンド」〔我七百五拾

圓を以て一般の制限とせり、今ま此等の諸國の預所に就て、其の一人平均額を求むるに、千八百九十一年調に依る、英は七十圓五十一錢、佛は五十八圓四十一錢、和蘭は三十一圓七十五錢、瑞士は十六圓八十九錢、澳は十四圓六十五錢にして、此等諸國の富の度合に照して、其の貯金の全く眞に小民の貯金なるを知るなり、之れを澳國か千八百八十九年の調査、即ち職業に區別して兒童、學童、學生の三者にて四八、職工にて一三、僕婢にて〇八、小作人等雜業にて三一に當る割合に見るも、中等以上の社會の一も之れに與らざるを證すべきなり、此等諸國の貯金此の如くなるに反して、獨乙に於ける貯金の一人平均額は、實に三百二十圓の多額に當る、是れ皆な中等以上の者の貯蓄にして、之れを以て獨逸人民の他の諸國より富むと此の如く大なりとするを得ず、全く小民貯金の機關十分ならざるに由るなり、故にステファン尙書か、熱

心主張する郵便貯金草按に、其の總額を五百圓に止め、最少額を充分に低下し、尙ほ切手代用法を行ふて之れに充さんと勉むるものは、下層多數の小民の爲めに、社會行政を行はんとするの精神に出るを見るべきなり。

されは、郵便貯金預所は、各公私立貯金預所と並立駢行して、經濟上及び社會上の利便に供するに在り、然るに特に社會的主義を行ふとなく、此金額をして、一個人に散在せしむるときは、一も利子を生ずるとなし、又之れを自家に集蓄するときは、殖産の力を生せざるのみならず、無用の奢侈に浪費するを免かれず、然るに此の小額の金圓を合集管理し、之れに依り、小民をして所有者となるを得せしめ、以て其の恒心を固ふし、道德、及び法律に服従するの風習を養はば、實に一舉して兩得ありといふべし。

○二個の方便

自重の心貯金に存すとすれば貯金の國家に對する効力果して如何か

人をして、勤儉貯蓄の習慣を養成したるなり、此に再び團體をして、共同一致の基礎を鞏固ならしむるの法、如何と云ふの問題を生したり、此の問題研究の結果、遂に實際に施行せられたるは、學校貯金、及び共同貯金の方法是なり。

人は教育の産物なり、教育は主として、人に善良の慣習を與ふるに在り、善良の慣習は、勤勉の行と、節儉の徳とを鍊磨するに依りて成るなり、而して慣習なるものは、第二の天性にして、之れを幼時小學及び家庭に於て養ふもの多しとす、是れ小學に、貯金を行ふの方法を生したる所以にして、白耳義のドクター、ローランの主唱に起り、今は歐洲一般に行はれ、切手代用貯金法と相並ひて、兒童の忍耐自重の心性を養ひ、小民懶惰放逸の濫行を制せり。

人間の經濟的生活は、相須ち相倚りて行はるゝものなり、之れを人類の倚屬と云ふ、孤立執行は、野蠻人の性質にして、分業經濟行

はれざる時に於ては、生活するを得るも、國民の智識進み、經濟盛んなるに至りては、社會の事業は、總て分擔協力の組織に依りて行はれざるなし、故に多數の分擔者、協同して事を爲すにあらざれば、何事も之れを遂ると能はず、故に協同は今日の社會、殊に經濟上最も必要なるものとなれり。

而して此協同の基礎を鞏固にするは、此の協同體の各一個人をして、互に利害相倚らしむるに在り、是れ共同貯金の共同體の基礎を鞏固ならしむるの必要として、町村に、工業に、商業に、凡百の團體に向て、行はるゝととなれる所以なり。

以上論述する所のものは、是れ歐洲諸國に於ける、貯金事業の始めは、經濟上の必要にのみ關して起りしと雖とも、今は之れに加ふるに社會主義を以てするに至れる所以の大畧なり、此の效果の如何に社會問題の、最大要件なる、勞力者位地の改良に及ぼ

○貯金と社會問題

せしかは、茲に復た詳論するを要せざるべし。

予は思ふ、若し社會問題の生せざる以前、即ち千八百年の以前に於て、之れを一般小民の上に行ひしならんには、或は等級の軋轢、社會の動搖、彼れか如く慘且つ劇ならざりしやも知る可からず、假令ひ、歴史の關係、國民の性質として、其の軋轢動搖は免れざるにせよ、人民既に忍耐自重の氣風を養成したらんには、之れを緩和融解するに於て、著效ありしや疑ひなし、是れ爾後の事實に就ても之を知るに足るなり、されは今日我邦に於て、幸に未だ此の軋轢の生せざるに當り、此の動搖の起らざるに先ちて、其の方便を設くると充分ならんか、人は既に自重の念を起し、團體は調和離る可らざるの關係を生じ、能く軋轢の怒濤を、其の未だ起らざるに緩和し、動搖の事變を、其の未だ生せざるに融解するを得べきなり。

彼の桑土を取て、彌戸を網纏する所以なり

上來記する處を見は、讀者既に社會問題と貯金行政の關係、斯くも親密にして、離る可らざる處の因由を解得せん、而して、予が次章に述る所の、我邦に於ける、社會軋轢の情態を顧みは如何、國家の方策、及び吾人か共同一部の分擔者としての覺期は、實に茲に在るを知らん。

著者曰く、切手代用貯金法、學校貯金法、町村共同貯金法、工場貯金法、漁場貯金法、貯金額制限の度合、貯金運轉法、特に婦人労働及び家族制度と貯金の關係等に關する巨細の方法理論及び歴史は次編を以て世に公にすべし、因に學校貯金法は我學友岩崎直英氏の新著あり、讀者幸に參看せられよ。

第四章 日本社會軋轢を論ず

○社會軋轢の根源及び防制

社會の問題は、千百枚舉に遑あらずと雖も、予は先づ此の問題を起し來る可き根源たる、等級の軋轢に就て、歐洲に於ける沿革及び其の理論は既に之を開陳したり、而して今後我邦に生すべき社會問題も其の類必ず多かるべし、然れども、此の多大問題の根源となるべきものは、社會下層の勞力者、即ち多數小民の動搖なるべきは亦疑ひを容れざるなり。

茲に勞力者と謂て貧民と謂はざるは、自活の力なき貧民の救助は之れを別問題とし、予の主とする所は、此の貧民と中等社會との間に在りて、最も多數を占め、資本の淵源となる體力を以て、生産に従事する勞力社會の改良に在りて存するなり。憶ふに資本は一國の實力にして、勞力は資本の淵源たり、此淵源たる勞力は、社會下層の多數小民の體力に依て發生するものな

るを以て、小民は實に社會の基礎なり、故に勞力者なる社會下層の等級に動搖を起し來るあらんか、其の基礎の動搖は、是れ乎誠に我邦に社會問題を發生するの時なり、此の動搖を起し來る時こそ、是れ誠に多數小民を拯ふ可らざるの深淵に陥擠するの時なり、是れ誠に我社會平和の基礎を震蕩するの時なり、故に此の動搖を未發に防制して、貧富等級の軋轢を社會に生せしめざるを、我邦喫緊の急務とは爲すなり。

然らば我邦勞力者は、如何なる事情を以て動搖を起すの虞れありとするか、歐洲諸國の第一期の軋轢に於けるか如く、豪族及び等族社會の壓抑を蒙るか爲めに生ずると云ふか、將た歐洲諸國の第二期の軋轢に於けるか如く、資本家、及び起業者の擅制を蒙るか爲めに起ると云ふか、予は勞力者が此の如き情態に迫るか故に然りと云ふにあらず、寧ろ我か勞力者は豪族及び等族の特

○動搖發生の機會及び防制

歐洲に於る此軋轢は上層種族の占領する處の特權利益を見て下層人民の之に向て

其分與を望みたるより起りたる者にして我邦の事情は全く之と反對にして則ち明治初年に於て政府は只管歐洲の主義慣行風俗を移植せんと欲し四民平等の制を定めたるに始りたれば上の占め得たる地を割て下に與へたるものにて下層人民は實に意外の賜を拜受したれども如何せん我

權に對して不平を訴ふるか如き事態あるとなく、誠に此の兩間に於ける事情は平々として坦然たりと云はんと欲す、何となれば社會の等序の上に於て、勞力者なるものは有權種族の隸屬たらずして、既に平等の自由を得たればなり、亦何を苦んてか、彼れ歐洲の第一期に於けるか如き慘劇を爲すを要せんや、而して又起業者及び資本家に對して獨立を要するか如き事態にも迫らざるなりと云はんと欲す、何となれば、各人民間の道義的關係は、彼れか如く全く斷絶するの場合に至らされはなり、亦何を苦んてか、彼れ歐洲の第二期に於けるか如き暴動を爲すを要せんや、果して然りとせば、等級及び貧富の軋轢に依りて、社會の動搖を生すべき機會遂に之れ無かるべしと云ふか、否々、我が歴史上に於ける政論社會の軋轢は、經濟上に於ける貧富懸隔の感情の上に餘波を及ぼし、遂に社會の下層に激浪怒濤を起さしむるに至

邦封建の制を
改めて郡縣制
となせしは只
上流なる大名
及び武士と稱
する一族の互
に政權を授受
したるに過ぎ
されは農工商
以下には此大
名及武士と關
聯したるもの
こゝ起伏あり
て彼の大坂に
於る大名の用
達各城下に於
る出入町人等
は俄に沈淪し
て思ひもよら
ぬ御用商人な
るもの忽ち發

らんとす、若し之れを今日に防制するなくんは、予れ其の遂に免
れ難きものたるを恐るゝなり、今日の社會軌轍と謂ふものは、畢
竟政權を得たるものと、未だ得ざるものとの爭奪にして、社會全
體の軌轍と謂ふ可らず、故に其未だ雨降らざるに、厠戸を網纏す
るは、是れ決して行ふ可らざる空論に非ざるを知るなり。
されは我社會の動搖を未然に防制するは、政論軌轍の餘毒を社
會の下層に注入せしめざるに在るなり、勞力者をして此の餘毒
に感染せしめざるは、今の時に於ては、只基礎なる勞力者の地位
を改良するの外なきなり、予は其の意見を述ふるに先ちて、我が
政論の軌轍は、如何に勞力者の動搖に關係を有せんとするかを
觀察せん。
我邦政論の軌轍は、殆んど彼れ歐洲の第一期に於ける等級の軌
轍に似たるものあるなり、我邦に政論を以て世に立つものゝ多

述して得々た
るを見て日本
社會の變化の
如く思ふは實
は其一部に止
るなり然れど
も租税の變制
等の爲め富の
分配俄に變し
一方より他方
に移轉するに
際して思はぬ
障礙を受けし
は實に社會軌
轍にも何にも
あらず下文之
れを論ずる處
を著よ

數なるは、殆んど彼の豪族といひ、資本家と稱する一の等級を形
ち作りたるものゝ如し、而して此の等級が、其の地位に依りて、互
に相軋轍するは、蔽ふ可からざるの事實たるなり、試みに看よ、此
の等級の致々として勉むる處は、其の主義の如何に因りて施政
を料理するとを争ふにあらすして、只管政權の攘奪に關する
爭論のみなるを、外に向て國權の擴張、内に向て内治の改良、實業
盛衰等に關する問題にあらすして、只々空漠たる自由權利に關
する言論の甚た多きを以て知るべきなり、何ろ歐洲第一期の軌
轍の、只管憲法に向て争ふたるの事態に彷彿たるの甚しきや、而
かも此の政論社會の軌轍は、歴史上由りて來ると久しく、今に及
ぶも其の調和を見ざるに、却て又一方に經濟上の軌轍を起した
らんには、歐洲に於ける第一期の軌轍と、第二期の軌轍とを併發
するものに同じく、豈に由々しき大事にあらすや、況んや政論の

○政論の軌轍と貧富の

軌轢

軌轢は、或は勞力問題を突起し來りて、其の聲援を經濟上に求めんとするに傾向するは、數の然らざるを得ざるものなるをや。經濟上、資本家に對する勞力者の感情は、假令ひ貧富の懸隔に依て、哀れ果敢なき身を啣ちつゝありとは云へ、未だ自ら不遇を感じて社會の組織に不平を抱き、蹶起して之を仆さんと欲するものゝ如きは、尙ほ未だ之れあらざるなり、然れども之れを誘ふものありて、之れを激せば不満を抱き、之れを促せば不遇を慨くもの決して之れなしとせず、彼の恒心なく、遠慮なき小民は、爲めに動搖を起して、此に始めて不測の端を開かん、是れ眞に恐るべきなり。

同病相憐れむ

勞力者の地位斯の如くにして、而かも之れを發動刺戟するか爲めに、最も抱合し易き一種の原素を有するなり、何そや、政論社會に多數を占むる無職業者の一種たる浮浪是なり、

○勞力者の地位

此の無職業者と、勞力者と相抱合するに容易なるは、勢ひ避く可らざるなり、況んや奸黠の徒、口を勞力者の保護に假りて、彼等の動搖を利用せんとするもの亦之れ無しと爲す可らざるをや、今にして勞力者の地位を改良し、之れを確保するにあらざるよりは、政論の等級は、貧富の軌轢に依りて競争せんとするに至るも亦測り知る可らず。

我邦小民即ち體力を資本として生活する勞力者は、多くは是れ地主、資本家、有權種族に隸屬徭役せられしものなるも、維新の大政と共に解放せられ、其の雇、被雇は相互の契約に依るの自由を得、法の前に於ては既に同等たるものなれば、彼れ歐洲第一期の如く、他の特權の停廢を憲法上に求むるの要なしと雖も、此の自由は却て彼等多數者の上に取りては、尙ほ不便を感じるの情向なしとせず、又製作工業に就ても、資本家か利益を競争の上に獨

占せんとする場合にも至らざれば、彼等を壓抑酷使する亦甚しからざるも、彼等勞力の販途は、尙ほ彼等をして其の地位を上進すべき價値を有せしむるに至らざるなり、蓋し彼等の多數は、近時天然の元力を利用すべき製作工業の革命より、勞力の使用を減殺され、爲めに著き影響を被れり、彼等の生活の地位は、維新制度の激變に伴ふて、著しき變動を感せり、縦令し或る部分に就て見るときは、比較的に往時より勞力の價値を増加し、又其の販途の増加したるものあるにせよ、彼等の自由は、彼等を獨立せしむるに足らず、常に時勢の變遷に應ずるに、狼狽疑懼するの情なきを得ざるなり。

○勞力者の情向

彼の昔時地主と小作人、網主と漁夫か、數代に連續して殆んど主従の關係を有し、工師と工弟、雇主と雇人の、一代を誓約して恰も父子の關係を有し、確乎世祿の如くなりしも、今や其の君父と頼

○勞力者の不遇

みし、資本家、起業者の變換常なければ、却て自由を得たる爲め、其の自由を濫用して主を換へ、業を選むこと、意の如くならず、其の變換の爲めに驚慌を生せされは、其の業恒ならざるか爲めに困難を來し、右の主従的利害の關係は、今は相對的約束の關係となり、此の約束は即ち双互の任意なれども、其の實、平等の個人か、平等の意志を發表して成立するの契約たらざる所以のものは、強大の資力を有する資本家に對して、使用さるゝものなれば、勢ひ其の抑壓を受けざるを得ず、況んや法律は、此等の關係に向て、小民の爲めに未だ其の保障を具へざるをや、彼等は平等の自由を得たるも、其の位地は、之れを従前に比して頗る安固の念を失ひ、只惴々として其の堵に安んぜず、其の日暮しの想あらしむるは亦争ふ可らざるなり。

夫れ勞力者の保障、權利の確保未だ備はらざるの時は、即ち資本

其の勢力を自恣放逸に防範なき境界に逞ふするの時なり、而して此の變動限りなきの社會に立ち、限界なき資本の勢力に對して勞力の販途を求めんとす、是れ勞力最も不遇の時たらざるを得ず、此の不遇の地位に立ちて、而かも尙ほ上進の方便を缺く、其の地位の頽敗せんとするは亦自然の數なり、嗚呼千五百萬の小作人、二百萬の小農、百三十萬の小雜業、七十萬の小職工、四十萬の雇人、三萬の漁夫、明治九年内務省戶籍局調査の職分表に依り其比例を以て推算し尙ほ最近の統計に參酌す、多くは皆な、此の不牢固の地位に彷徨せるなり。

○救濟の要義

斯く身の不安を啣ちつゝ、日を逐て其の地位を頽敗せんとする勞力者を如何すべきか、之れか保護の道を定むるは、國家當然の職務と云ふべし、若し國家にして、其の當然の施設なからんには、彼等の爲めに、立法に、行政に、建議又は請願するは慈仁の行爲と

大阪長町は貧民の巢窟なり、某あり以爲らく此貧民窟に工場を起し以て彼等を使役して日に五七錢を與へて恒産を得せしめは彼等日に人の門戸に立て憐を乞ふに勝らん而して徐ろに彼等の位

云ふへし、勞銀の増加を資本者に求め、契約の適正を起業者に請ふも、亦義勇の舉と云ふべし、然れども、之れを一方に得せしむるも、之れを他の一方に轉して、彼等か地位上進の原力たらしむるの道を求めず、彼等の放逸浪費に任せなば、猶ほ彼等を救はんとして、偶々以て之れを賊ふものたるを免れず、又其の請求を達せんが爲めに、彼等を挑撥して、一ひ不穩の動搖に勢力を假らしむるあらんか、是れ奚んぞ、彼等を驅て深淵に陥らしむるに異ならんや、假令ひ此の如き手段を逞ふして得る處ありとするも、試みに看よ、彼等は其の収入の増加したる時は何に向て之を用ゐん、只々飲酒賭博と化し、遂に業を怠たり、身を害し、喧嘩、口論、狂呼、亂噪せんのみ、若し此の如くならば、地位頽敗の傾向は、却て其の進行を速ならしめ、亦遂に拯ふ可からざるに至らんとす、予か法律の確保と共に、地位改良の方策を以て併せ行はざる可らずと云

地を高めなほ一舉して兩得ありと乃ち工場を茲に起す然とも彼等の來るもの少なし因て惟て其原由を問へは彼等曰く日に人の門戸に立たば猶五七錢を得べし況んや其人なきを窺ひ手に任せて掠め去らば時に大獲あり豈に拘束せられて五七錢を得るに優らざらんやと其實に一驚を吃

ふは、實に茲に在り、法律の確保と、勞銀及び服役に對する保護は、之れを云ふと易く、且又彼等の耳に入り易きの談なり、然れども地位改良の方策に至りてや、其の實之れを擧ぐる難きのみならず、若し其の餘裕を貯蓄せよ、其の職業に勤勉せよ、子女を教育せよ、宗旨を守れと言はゞ、良藥口に苦く、彼れ奚んぞ、之を聞くを樂しまんや、勞力の保護、其の宜きを得されは、慈仁義勇の名ありて、其の實不義不仁の害を生ずるに至らん、是れ予か憂ひて憂ひざるを得すと云ふものなり。

嗚呼今の時に當りて、立法行政は茲に防範する所なからんか、此の名の美を假り來りて、此の實の害を貽さんとするもの、予遂に之れを生ずるを恐るゝなり、請ふ看よ、我邦に一種の勞力者と位置を同ふして、其の實勞力に生計を求めずして、惰慢放逸生を治めず、無職業を以て世に立たんとするもの、多きにあらずや、是

せりと抑も彼等性行たる盜の以て惡業たるを知らず只錢を得るの多少を比較して其多きものを取る實に禽獸も首のみならずるなり若し此無知の民を驅て之を挑撥するものあらは其害や實に甚し

れ無職業者の下級に在るものなり、此輩の地位は強ち下級にあらずと雖も、其の産業なき點に於て、小民即ち勞力者と抱合し易きものにして、其の名は美なりと雖ども、其の實は政論に口を糊する無職業者にして、勞力者と何ぞ擇ばん、假令ひ悉く然るものにあらざるにせよ、我邦に無職業者多きは、争ふ可らざる事實にして、國家の厄介物たるは亦争ふ可らざるとす、試みに各國の統計に就て、職業別を一檢せは實に驚くべきものあり、固より分類の異、同もあるべく、亦調査の精粗もあるべしと雖も、我邦に無職業なる、一種の人類多きを證するに於て、決して不當とせざるなり。

○動搖挑撥の原素
○無職業者の多數

前言の妄ならざるは、請ふ之を統計に見よ、我邦は實に四千〇四十五萬三千四百六十人に對して、一千六百三十二萬七千四百餘人の無職業者あるなり、而して政家年鑑に依りて、各國の統計を

見るに、獨逸は四千五百二十二萬二千百十三人の人口に對して、二百二十四萬六千二百二十二、英國は三千五百二十四萬千四百八十二人の人口に對して、二百十二萬八千五百八十九人、伊太利は二千八百四十六萬人の人口に對して、百五十八萬九百七十五人の少數たるなり。

我邦に於ける、此の多數の無職業者が、勞力者に對する關係如何を述るに先ちて、予は何故に此の如く無職業者の多數を來せしかに就て其の原因を求めん。

此の如く無職業者の多き所以のものは、固より其の原因なかる可らず、顧ふに維新の革命は、有權種族の隨意制度を廢して、天下の公衆を擧て國家の公民と爲し、一様平等の原則に依りて、人民に萬般の自由を與へたり、此の時に當りて、人は之れに依りて、其の分を守り、序を整へ、以て秩序的進歩を計るべかりしに、只其の

○其原因

○士族に見よ

自由を得たるに安んじて、敢て一定の方向を存せず、四分五裂、各個の我意に放任して、亦毫も顧みる處なく、爲めに其の業を失ふもの少からざりき。

先づ士族に就て見れば、其の士の常職を解れ、又俄に米給を金祿とし、次て秩祿の奉還を許るし、遂に金祿公債證書を下付し、幾くもなく其の賣買の自由を許るし、農に、商に、工に各々其の望む所に歸して、他日の生計を立てしめんとしたるも、如何にせん不慣れの事業なるにより、悉く其の資本を失ひ、或は徒らに酒食の爲めに、其の恩賜の金を煙散し、進退維れ谷るに至れり。

○農工商に見よ

農民も亦米納の制を金納に改められ、而かも舊藩政の時よりは、幾分か負擔を輕められたるも、却て此の特典を利用するを知らず、唯其の身の自由に任せて、安逸に耽り、懶惰に流れ、且つ地券下付の後ちは、俄に多額の融通を爲し得るに依り、或は投機の心

を萌し、或は奢侈の風を長し、負債日に加はり、窮困月に増し、現に農家の負債は、實に一億二百九十七萬二千餘圓なり、此の原金に向て假に四朱の利足を拂ふものとすれば、農民は租税の外に、四百十八萬八千餘圓を費さざるを得ず、民富まんと欲するも得へからざるなり、工業も亦往時各藩の保護に依り、盛昌を極めたりと雖も、維新の際、此の保護力を失ひしより、職工製作者は、眼前の生計に逐はれて爲さん所を知らず、商業も亦維新の改革と共に從來の商業組織解頽し、我邦人の團結一致の力に乏きも、僅に檢束の下に繋かれしものは、其の解頽に伴ふて各自孤立し、而かも外商の強敵を前に控へて之れに對抗す、百事彼れに致さるゝに至るは、當然の數と云ふべし。

○其結果

士農工商の實狀此の如く、而して之れを檢束して相侵し相害するとなき、以て其の位地を保たしめたる、慣習古格は解頽して、之れに代る法規の整へるものなし、是に於てや秩序なく、法則なく、農商工其の業の分別定らず、民に恒の業なきに至る、商業に失敗せしものは、算盤を投して稻を刈り、大工にして、小商業を爲せば、農家は去りて、職工となるか如く、一業以て身を終へず、専心以て業に勉めず、葶草や昨日は東、今日は西の狀と一般、郷黨廉耻を重んずるの俗衰へて、去就定らざる浮浪の風行はれ、結局無職業なる一種の人種を生ずるに至れり、假令ひ悉く然らずと雖も、百五十七萬餘の士族(明治二十三年調)の過半は無職業者の中に在るや疑ひなしとす。

○無職業者と政論

而して此等士族は、從來人の上に立ちて公事を執りし習慣より動もすれば其の志念を有形の實業に向けず、無形の政治上の事柄に馳せ、常業を他の勤勞に求むるより、政治上の談論に従ふを容易とし、其の政論の競争と相投合して、遂に之れに熱中し、又一

國の實力なるものは、一人一家の生計を裕にするにあるを辨せず、架空の理論に迷ひ、力むべきの業を棄て、東奔西走を是れ務めとし、此の惡風は、延て農商子弟に及ぼし、其の郷を去りて學を修め智を研ぐに至りしは嘉ふべしとは云へ、一ひ笈を負て京に上るや、少く得る所あれば、亦郷里に歸りて田疇に耕へし、牙籌に對するを好まず、學ぶ所の法律學問は、市町村の共同經理の用とならず、修むる所の經濟學術は、自家營業の改良の資とならず、僅に演舌壇上に立ち、大政を誹議して、壯少無智の輩に喝采せらるゝの具とならざれば、翻りて頻りに風なきに平地に浪を起して、新聞紙上に名を衍ぶの用となるに過ぎず、遂に抗上の風を養成して、爭論抗議するを業とするにあらざれば、選舉競争、黨派軌轍に従事して、其の身を誤るに至る、此の如く無職業者輩、之れを過稱すれば、政論家と云ふを得べきも、之れを泛稱すれば、浮浪人と

云はんのみ、此輩は則ち不生産種族たるを念る可らず。

又人口の増加も無職業者を生ずるの一原たり、我邦年々人口の増加實に四十萬餘人なり、此の増加の割合に農業拓けず、生産起らず、彼等は只父兄に頼りて衣食するのみ、是れ亦不生産的種族なるを念る可らず。

○無職業政
論社會と勞
力者

無職業者多きも、體力を以て資本とするを得るものならしめは、其の販途を勞力に向て開かば可なりと雖ども、我が邦無職業者の多分は、浪士惰農の體力なき無資者にして、只社會の事變を機として、生業を求めんとするものなり、此の種族の多分は、豈に彼の自由を得たるも、尙ほ獨立の地位に安んずるを得ざる、社會下層の多數小民に對して、利害の關係を有するなからんや、將來彼等の寄食せんとする所のものは、恐くは此の社會の下層に在りて存せん、今日上級社會の、無職業者と合同するが如く見ゆるは、

一時の便宜に出るものにして、決して永續すべきものにあらず、有資社會の此等政論社會と一致するも、亦一時之れを利用せんとする便宜に出てたるものにて、決して繼續すべきものにあらずるなり、請ふ記憶せよ、歐米諸洲に起れる、近時の同盟罷工等の暴舉は、其の發動の源、労働者に起るにあらずして、他に不平を漏さんとする、奸黠の徒の教唆使嗾に因るもの多しと云ふとを、而して我か政論社會の無職業にして、政論に熱中するもの、名を衍ひ利を占めんとするもの少なからず、此の輩動もすれば、此の發動者たらんとするを、而して又勞力の保護たる、名の甚た美にして而かも唱へ易きものなるとを。

○從順の徳と抗上の風

然れども人或は言はん、我邦人の美德は從順に在り、殊に下等人民の長者に從順なるは、他邦に類すべきものなし、彼れ歐米人の如く、抗上是れ喜ぶものにあらずれば、假令ひ政論者の教唆使嗾

ありとするも、彼れ歐米人の如く、雇主に對し、起業者に向て、軋轢するか如きと決して之れなかるべしと。

○之を父子師弟の間に
看よ

或人の言の如く、我邦人は順從の美德を有するなり、然れども是れ昔日の事にして、此の美風の今日に衰へたる、亦實に太甚しとす、試みに近時の情態に就て看よ、抗上風を爲し、爭鬪習を爲し、事の是非、利害は措て之れを問はず、唯理是れ争ひ、唯上に是れ抗するは、志士たるを得るか如きの情態あるにあらずや、或外人は評して曰へらく、日本の開化は上より下を致せしものにして、所謂君子の徳は風、小人の徳は草、草之れに風を加ふれば必ず偃すの有様に似て、上に對して恭順是れ違はざるの風ありしも、近る西洋開化の下より上を致せし風習行はれ、不幸にして、從順の徳は抗抵の勇に敗を取れりと云へるも、強ち過言にあらぬと思はるゝこそ遺憾なれ、今や誠に抵抗以て上に對し、争論以て他に對す

某法官曾て父子産を法庭に争ひしものあるを評して法律の發達なりと悦ひしと果して如何
○之を議會の狀に看よ

る一般の情態となり、彼の禮節を重んじ、信義を尙ふの風は之と共に消失し、事を論じて、父を屈せりと喜ぶの孝子あれば、難題を以て、師を苦めたりと誇るの生徒あり、されは學校に生徒の共働暴舉ありて、退學を企るの非舉絶へされは家庭に父子事を起して、裁判を法衙に求むるあり、之れを地方議會に見るに、町村共同の事よりも、町村長の地位に就て爭議を起すものあり、地方財政を後にして、知事の更迭を建議するものあり、番外を罵詈訛、施政を彈劾するが如きは常觀にして、黨派相争ふて勝敗を決し、大權に容喙して官吏の進退に奔走するか如き、比々然らざるはなきに至る、夫れ此の如く、議は常に實際に密着せずして、事多くは、黨派の軋轢に依りて左右せらる、其の分を踰へ、軌を逸する、實に甚し、是に於てや、共同の山林は秃兀として舊態を存せず、土功堅固ならずして、水害屢々臻り、學校の廢置、勸業の緩急、年を越へずし

之をして彼の政客に聞かしめは猶厚顔以て抗辨するか抑以て慚愧するか然れども苟しくと良心あらは中心豈に忸怩たらざるを得ん

實に然り

て其の方針を變ずるを常とす、一途以て前進するの方向なく、永久以て繼續すへき定見なし、是に於てや地方の事業は、發生の順序を失ひ、根幹柔弱にして生氣なきの草木と、同く、豈に着花結實の望を屬すべけんや、且夫れ、之れを中央議會に見るに、四年の久しき、政府の信任を論じ、憲法の見解を争ふの外、果して何等の國家事業を經營したる、其の權義の問題に囂々たるの割合に、事業問題に寂々たるは、衆目の視る所にあらずや、蓋し信任を問ふべき政府の過失もあるべし、權義に就て政府と争はざる可らざる必要もあるべし、然れども、秩序的に之れか矯正を計るの正道に依らずして、急劇過甚是れ更革せんとする變則的に出てたるは、十手の指す所亦争ふ可らざるなり、されは人をして議會なるものは、共同の利益を代表するものにあらずして、政府を對敵として、抗争するの機關なるかと思はしむるに至れり、然れども是れ

○政論軌轢の目的及情態

我が歴史の然らしむる處にして、政論競争の今日の如き有様に立ち至れるは、亦深く怪むに足らざるものあり。予か歴史上、政論社會の軌轢と謂ふものは、我邦社會等級軌轢の一種の形體を現はし來れるを稱するなり、世人動もすれば、官民の軌轢を云ふと雖も、予は政論者なる、一種等級の民間に在るもの、在官者に向て争ふの軌轢なりと云はんと欲するなり、此の軌轢は多く彼の意と業とを當世に得ざる、無職業社會の此民間に在るものに加擔して、聲援するに外ならざるなり、即ち此の軌轢なるものは、其の目的を達し得ざるもの、目的の地位に在るものに迫るの狀態を指して云ふなり、其の目的の地位は、是れ國家の尊榮と、國民の利福とを計る、榮譽なる地位なり、何人か此の地位に立つも、其の計る所同しかるべしと雖も、只其の手段に緩急あり、其の方法に前後あるの外なきのみ、地位を換ゆれば亦同

正論確説

し、但し此の地位を假りて、私福を計るか如きは別問題たり、亦何を吏黨と云ひ、民黨と云ふを須むんや、民間に在る者は、民の爲めに計るか故に民黨と云は、官に在る者は、官の爲にのみ計りて、民の爲めに計らざる者と謂はざる可らず、天下豈に此の如きの理あらんや、若し吏黨と云ふは、官に在る黨友の利を計り、民黨と云ふは、民間に在る黨友の便を計ると云はんか、是れ黨人ありて國民なきなり、黨派ありて、國家なきなり、利害に由りて、主義に與するの公黨を生せずして、感情に由りて、人物に與するの私黨を生するを免れず、主義を争ふの公戰を生せずして、地位を争ふの私闘に陥るを免れず、之れを茲に致すものは、即ち自家の利害を、政黨の主義に照して投票するの政友ならずして、黨派の爲めに衣食せんとする無職業者多きに依るなり、政論を以て世に立つ無職業者の多きは、主義に依りて争ふの政黨たらずして、地位に

痛絶

快絶

奇絶

依りて争ふの私黨たらしむるなり、今の政論に従事するもの皆
 亦然り、今の政黨なるものも亦皆亦然りと云ふにあらざるも、兎
 に角に之れを政論社會の軋轢と稱するも、不當の言にあらざる
 は、讀者請ふ之れを事實に察せよ。

昔者藤氏政權を振へは、平氏之れと争ひ、平氏目的を達すれば、源
 氏亦之れと争ふ、其の軋轢争鬪は、只武門武士なるものが、人臣の
 最上權を握らんとするに外ならず、此時に當て、士人たるものは、
 平氏に隨て利祿を得んか、將た源氏を助けて功名を取らんか、腕
 力を鍛鍊して、名利の機會を待つものゝ多かりしは、猶ほ今日の
 言論を以て政論に従事するものゝ多きが如し、今の士族は、亦古
 の士人に異ならざるなり、而して昔時の國民即ち良民は、此の争
 奪の色を見て、僅に戰亂を免れんとして、其の争には毫も關係な
 かりしは、猶ほ今の民か選舉の戦ひ、軋轢の争ひの間に立ちて、東

○軋轢を助
 長したる言
 論の武器

西に奔走するも、只挑撥者を助くるのみにて、已れは一も此の争
 奪に與らず、選舉競争の時、減租の甘言に應じて、糶米を送り、地方
 の感情に制せられて、軍費を出せしも、今更之を思へは何とか感
 すらん、其の言の果して効ありしか、是れ只争奪者の犢鼻褌を擔
 ぶに過ぎざりしなり。

古の戦ひは武器を用ゐたるも、今の争ひは言論を以てす、而して
 此の言論たる武器の、生憎にも良器を用ゐるを得ざりしころ
 我邦の不幸なれ、予は此の政論の軋轢をして、今日の極に至らし
 め、尙ほ且つ之れを社會下層の多數小民に用ゐて、資本家勞力者
 の軋轢を起さしめんとするは、實に此の不良の武器を用ゐたる
 ころ、其原因なりと云ふを憚らざるなり。

好し此の武器は不良なりしにもせよ、維新の大政に與りし功は
 決して之れを没す可らずと雖も、維新の大政を累はすの大なる

○此武器の
不適當なり
し由來

も、亦此の武器の不長なるに在りとす、言論は自由を尊ぶ、言論なるもの決して不長なりと云ふにあらす、只此の言論に用ゐられし學説の不長なりしころ、今日に累を貽せりと云ふに外ならず、嗚呼學説は平和の具なり、戦鬪の具にあらざるなり、然るに不長なる學説、先入主となりて、我邦平和の具とならずして、却て軋轢争鬪の武器となりしころ、不幸と云はすして、將た何と云ふべき、抑々我が開港の當時、新智識を我れに輸入したるものは、實に北米合衆國なりとす、米國は是れ新開の邦土、慣習古例なきの國なり、夫れ既に慣習古例の制裁なし、而して冒險投機を事として、新奇是れ競ふは殖民の特性なり、慣習古例を以て社會の秩序を維持する我が國民は、實に新世界なる殖民の特性を以て、文明國の常態なりと速了し、亦歐洲大陸中、我が國體と類似せる文明邦土あるを見て、頻りに之に倣はんとすれども、是れ彼には格段なる

有様あるを知らざりき、殊に積年慣習に制せられ、古例の下に屈服したるもの、其の自由解放を望み、新を慕ひ舊を厭ふの志念は、如何でか、此の新奇の情態を傾慕せざるべき、是に至り國體を察せず、國情を顧みずして、只々模倣是れ事とするは、勢の免れざりし所なり、而して此の志念を、事實の上に行はしむるに至りしは、實に米國より輸入せし、政治及び經濟上の學説にてありき。此の當時に輸入せし學説は、實に邦人をして、新奇と愉快との念に堪へざらしめたり、故を以て、先入遂に主となりて、天下の眞理亦此の外に出てざるべしと信せしめたり、而して此の學説は、實に歐洲諸國の憲法に對する、社會軋轢に向て最要の武器にてありしなり、而して又此の武器は、英國より移りて米國を開きたる、殖民に依りて傳へられたるものなりしなり、米と英とは列國中、我邦と異制の甚しき邦土なるに拘らず、政治上及び經濟上の學

説は、何の差別も辨へず、此の異制の邦土に行はれしものを、其の儘に傳へられたるなど、當時邦人の這般思想の幼稚なる、其の頭腦には、萬事萬物皆な新奇を感ぜざるはなし、其の狀恰も小兒の玩弄物を見て、何種を論せず之れを悦ぶが如し、此の時に當りてや、曾て簡易なる、治國平天下の格言に薰陶せられたるもの、精密なる權義の輕重を論するに驚き、天賦人權を説くの快絶なるに酔ひ、自由放任論を見ては、從來の檢束に比して、無上の快樂なりと喜び、利己主義を聞ては、徳義の煩累を厭ふて、其の便を得るを利とす、既に驚く、感ずるや切なり、既に酔ふ、亦他を顧みるに追あるとなし、既に喜び、亦既に利とす、爲めに身命を抛ち、財産を棄つるも、之れか犠牲となるも、尙ほ厭はざらしむるに至る、是に於てか放縱の弊生す。

○此武器の彼れに行は

而して彼に於ては、此の學説は一部等族の專恣なる壓制に對し、

れし時代

有權種族の隨意なる法制に對して起りたるものにして、之れを武器として、等族との軋轢となり、四民平等の結果を得たるも、利己主義の經濟論は、自由放任の政治論と相伴ふて、各人民間、徳義的關係を滅却し、竟に資本勞力即ち貧富の軋轢を惹起し、社會動的搖の混亂を生ずるに至らしめたるものなるを知らず、而して其の後、此の利己主義に、偏重を置きたる經濟論に反動を起して、之れに對して社會に重きを置くの經濟論の更に起れるを知らず、而して亦殊に、國に固有の慣習あり、情性あり、歴史あり、歴史の迹を察せず、慣習の如何を問はず、情性の向背を明にせざる時は、萬般の事之れを行ふに由なきのみならず、却て害を生ずるものなるを知らざりしこそ、今日の弊害の因りて起る處なり。

英の法律を説くも、其の國民の情性を問はず、英の經濟を論ずるも、其の國土の歴史を問はず、英の政治を云ふも、其の國民の慣習

を問はず、而して我邦の慣習、情性、及び歴史を問はずして、一并に打翻し來りて、之れを論じ、之れを行はんとす、之を如何る、他の諸國の事情を研究するに違あらんや、説は既に陳腐に屬するも、既に之れに酔ひ、之れを樂しむ、奚くんろ新學説を味ふに違あらんや、時勢既に異なるも、其の適否如何を考へずして、只管に似さらんことを是れ恐る、奚くんそ眞理正論を入るゝの地あらんや、試みに維新後十數年に於ける、世人の議論如何を看よ、一部有權者の、随意に成れる法制は既に廢せられて、等族の特權早く其の迹を消せんとするにルソーの民約論を以て、之れに抗するものあり、起業者と力役者の關係將さに起らんとするに、スミスの自然放任説を以て、之れに當らんとするものあり、或は普通撰擧の議を唱へ、或は一局議院の説を唱ふ、然るに人は法の上に同等たるも、社會は人間不同の原則に依りて、發達するの理に考へず、又

○其結果

維新の一大動力となりたるは、勤王攘夷と云ふ美名に誘ひ起され、實は徳川と云ふ官吏の最上層に打擢したるに相違なし、此時に當りてや勤王

衆民總數の意思と相對する處の國家全體の意思を代表するにあらざれば、一部黨派の私利となるの義に照さず、是れ多くは皆な、歐陸社會軋轢の第一期時代頃に現出せる反影ならざるはなし、而して政府を敵對機關とし、之れに向つて争ふと、彼れ第一期に於けるか如くす、恰も武器の用途、其の時を異にする、猶ほ蠻人の武器を文明の時代に用ゆるかごとく、又戦争の具を、平和の用に使ふかごとし。

此の結果は、不幸にして官とし云へは、人をして敵對の志念を深からしめ、官は又之れに對するの方畧のみを運らして、政府なる者は、社會の上に屹立して、國民等一の利益を計るの機關たるを、念れしむるが如きを免れず、されは政府を忌み、官を惡むの情向は、殆んど彼れ歐洲軋轢の第一期の情況に於けるか如くならしめたるころ、實に此の陳腐なる言論の武器を用ゐたる誤の然ら

○日本の政治思想

志を得て維新の事業を成就するや勤王の

之を證すべし。若し亦詭譎の徒あり、歐洲政治家が貧富の輿論に對して、小民の地位を改良せんか爲めに、社會下層の衆民に注意するの社會行

○勞力者と無職業と抱合の危険

其責彼に向は

血を平等に叫ぶに於て、常に其の慣用するを見るなり、我邦の政治思想は、事實に於けるよりも、空論に於て發達せしなり、故に政

沈淪塊の數百の膳を捧出し四年の歳月を費して我々吃する處は只七八百萬圓を減するに過ぎず

○之に對する方策

況んや其争奪する處の疆試たる實に彈丸黑子の地に九七八年の政費を過す之を奪はん之を與へざるを以て其見ざるもの如く識見糸の如きを憫れす夫れ條約を改正し其稅權を恢復するや地租に於て四五百萬圓を減し輸出稅に於て四五百萬圓を減するも猶入る處を以て之を償ふのみならず十分の餘裕あるべし而して此餘裕を以て海外に殖民せば此社會軋轢の原子たる遊民を驅て其產に就かしめ内には以て無產坐食の民を減し外は以て生産勤勞の民を増すの理にして徒に官吏の俸給を痛減して以て其疾苦を増さしめんとするは誠にして男子漢の行爲に非ざるなり彼の官吏何者乎同く是れ王家の民なり彼に減して我に得る處ありとて畢竟國より此無產坐食の徒を驅て已れの障屏となさんとするの恐あり上來論する處は本論に所謂勞力者の位地を増進し彼我の軋轢を逐げ遂に彼等をして恒産を得せしむるの經道なり此民をして實に彼の沈淪塊が其志を成さんとするの具に供せしむるは抑も亦危險極りなしと謂ふべし

の民を驅て之を陷擠するものなり名は義勇にして實は奇貨とするものなり政論者は奇貨既に居くを得て小民の地位一ひ敗るゝあらは永く國民の禍となり國家の亂とならざるなし。勞力者の保護其の名美なり然れども爲政者其の宜きを得るにあらざれば其の害測る可らざるものあり須く宜しきを制して、勞力の獨立と權利の保障を、法律上に確定すべし、然れども最も急務なるは其の地位を改良して、上進の方便を與ふるに在り、方便とは如何、曰く前章に論じたる處の社會的貯金事業是なり、請ふ予か之れより月を逐ひ年を累ねて説述せんとす處のものに參照せよ。

第五章 結論

○危險と慘狀

我邦の情勢は實に前述の如し、人若し目を舉げて、政論の軋轢は如何なる趨勢に傾向するかを觀よ、又首を俯して、社會下層の多數小民は、如何なる地位に立てるかを察せよ、而して思考一番し去らは、必ずや國家は、直突火を失せんとするの危險に迫り、小民は、孺子の將に井に陥らんとするの悲境に迫れるを知覺せん、知りて先憂の義憤を發せず、覺りて惻隱の慈心を起さざらんか、予れ遂に此輩の共に天下の事を談するに足らざるを知るなり。縱令ひ、今日の情勢、予か述べたるが如き危險の情勢に迫るとなして、しとすも、勞力保護の問題は、決して寸時も忽にすべきにあらざるなり、宜く勞力者の權利を確保し、資本家勞力者の關係に就

て、一方に利益を偏占せしめざる處の界線を規定し、今日尙ほ僅に遺存する處の道義的關係を法律上の條件と爲し、以て小民、即ち勞力者の位地を安固にし、而して彼等より要求するの機會を與へて以て動搖の端緒たらしむるを防制すべきなり、然るを況んや、今日無數なる、無責任政論家の爲めに、其萌芽を發動せらるゝの兆ありとすれば、實に黙止するに忍びざるものあり、因りて煩を避くるに遑あらずして、聊か之れを復説するは、實に止を得ざるものあればなり、以て本論の結となす。

○裏面上の資本及勞力

抑々從來に在りては、營業の自由と云ふものなく、其の格段なる營業に従事するの權は、必ず格段なる一個人、又は組合の專有する處となりしを以て、其の專有者は、此事業の己れの手を離れて他に歸せんとを恐るゝが故に、勞力使用の如きも、自ら一定の秩序ありて放恣ならず、却て之れか爲めに、資本家と勞力者と、利害

當時資本家と勞力者の關係は、此他酒屋の杜氏湯屋の三助道中の雲助の如きに過ぎず、其他年季奉公と稱するものも、あれども其趣少く異なり

○表面上の資本及勞力

を共にするの風を爲せり、資本家は、己れの使用するものゝ外に勞力を得るの道なく、勞力者の不利益は、直ちに使用者の損害となるか故に、使用者は、勞力者の保護に注意せざるを得ざるは、自然の數と云はざる可らず、此の相互の關係、即ち德義上關係は、小作人と地主、網方と漁夫、起業者と職工の間に、僅に裏面に遺存するものあるなり、此の遺存するものあるは、相互の情意を關聯し、未だ表面に軌轢を生ずるの起因とはならざるなり、然れども、今や既に營業の自由行はる、資本家と勞力者の關係は、表面上全く解け去りて、唯相對的公民としての約束を以て、其の關係を定むるととなれり、是に於てや裏面の關係は漸次解弛して、資本家と勞力者をして分離せしめ、資本家は成るべく資本を利潤多く使用せんが爲め、成るべく勞力者に與ふるの賃銀を減するを利益とし、勞力者は、成るべく多くの賃銀を得るを利益と

し、遂に勞力を過度にし、不適當なる事情の下に、勞力を誤用するに至るは免れざるの數とす、而して之れを避けしむるは、雇主の力に在りと雖も、之れか爲めに費用を要するを以て、製作生産の物品を高價にせざるを得ざるは、亦免れざる處なり、而して之れを高價にするときは、他の起業者と競争して、資本の競争に敗を取らざるを得ざるは、必然の情勢とす、資本競争起れば、勢ひ賃銀の低下、勞働の過度に出でざるを得ず、而して直ちに其の不幸を被むるは勞力者なり、事若し茲に至れば、裏面上の關係も解けて、勞力者の動搖は、表面上に起り來らん、勞力者實際の事情を見るも、其の保護の必要なるは此の如し、而して之れを起さしむるに於て、他に發動の導火たるものあるに於ては、其の期を早め、其の勢を増さしむるは必然なり、宜く事の茲に及はざるに先ちて、法律の權力に依りて、資本の競争の爲めに、勞力者を虐待せざるの

防制を設くべし。

○勞力保護の方策

然りと雖ども、一方に於て、勞力者の地位を改良するの方便を設備するにあらざれば、假令ひ、勞力者の權利を確保すると如何に鞏固なりと雖も、事皆な徒事に屬せんのみ、我邦幸にして、歐米諸國の如く、慘憺たる事實を見て、始めて、此の必要を知り得たるにあらざれば、其の慘憺たる事實に接せざるに先ちて、之れは發動の機會を制するの方策を取るは、最も必要とせざるを得ず。其の方策とは何ろや、勞力者の地位を改良するの方便を設備するとは是なり、其の方便とは何そや、勞力者をして所有者たらしむるに在り、勞力者をして所有者たらしむるは、資本醸成の機關を設備して、彼等上進の便路を開くに在り、上進の方便とは他なし、社會的貯金を普行するに在るなり、此の事たる、歐洲諸國に於て、既に實際に奏効せし所にして、決して予か臆説にあらざるは、第

既に證述あり
決して書生の
空論に非ざる
なり

○改良問題

三章に於て證明したるか如し。若し夫れ、彼の諸國に於て、此の方便を設備すると、今少しく速ならしめたらんには、社會の動搖をして彼れか如く激烈ならしめさりしやも、亦未だ知る可らざるなり、何を以て爾か云ふ、此の時に當て、權利の確保は、偶々以て勞力者をして、資本家と對立抗爭するの便となり、勞銀の増加は、勞力者をして空く地位を頽敗するの原料とならしめたればなり、勞力者保護の熱心家、レーブツクをして、天下の勢力無智より大なるはなく、無智の勢力は恒産無きに起れるより太甚きはなしと嘆せしめ、千八百七十年後に於ける經世家をして、勞力者地位の頽敗は、社會的貯金の方便を以て治療するの外なしと、覺らしめたるは、寔に當然の理數と云ふべきなり。

と權利問題

此の如き法制
は決して歐行
歸りの白面書
生をして一夜
漬の翻譯的法
律を製せしむ
可らず必ず民
情習慣に依り
編製せざる可
らず

きにし、彼等權利問題の爲めに狂惑せられ、却て地位の頽敗を誘起せざるに先ちて、其の恒心を養ふの方便を備へ、以て其の權利を濫用せしめざらんことを欲するの外なきなり。勞力法の如き、固より之れを速に設くるを得れば可なりと雖も、其の工場法の如き、責任法の如き、勞働法の如き、其の他時間、服役、勞銀等の如き、之れを定むるには、深く從來の習慣に察し、事業の性質に考へ、亦實際に適用して、其の宜きを制せざる可らず、一旦之れを定むる上は、朝に之れを行ひ、夕に之れを改むるか如き弊は、勉めて之れを避けざる可らず、唯夫れ社會的貯金に至りては、別に他の權利問題の如く、審査考量を要するものあるに非ざれば、一日も早く此方針に向て、上下の茲に傾意せんとを要するなり。

○國家的觀察

貯金法、工場貯金法、漁場貯金法、貯金額制限の度合、貯金運轉法、殊に婦人勞働及び家族制度と貯金の關係等は、予が第三章の末に記せしか如く、更めて世に問ふ所あるべきなり。而して予は尙ほ茲に至りて一言の辨せざる可らざるものあり、并は他にあらず、予が此の如く、貯金事業の必要を説くものは、獨り小民保護の爲めに、社會治安の爲めに必要とするのみならず、實に我國力を強大にせんか爲めに、此の事の大に行はれんとを希ひ、國民の深く並に注意せんとを望むなり。試みに一國の上に就て看よ、負債ありて、貯蓄なく、非常の備欠けて、凶荒の蓄乏し、此時に當りて、將た如何せん、租税を増さんか、人民苦しまん、増さんか、國用給らざるを如何せん、兵備教育、衛生、工業、商業、農業、運輸、土工等、百般の政務、總て完全の設備を爲すを得ざるべし、此の如くにして、國果して國と謂ふを得べきか、

○暴富と破産

試みに維新後
各地方の區長
となり戸長と
なり町長とな
り村長となり
或は各種の議
員となりしも

予は切に國民の深く茲に猛省して、一人一家の生計を裕にするは、國家の實力を強大にする所以なるを忘れず、而して彼の社會動搖の火藥は、砲口に充満し、之れを發せんとするの導火は、飛散して火門に向ひ、戰の如く降らんとするの危機に迫れるに非ずや、苟くも國を憂ふるの徒は、徒らに邦内に私怨相軋り、黨情相闘くの時にあらざるとを猛省し、上下一致して、國家の實力を強大にせざる可らざるを覺悟せんことを望むなり。凡る人民の生活は、各自收入の額と、消費の額と兩ら増進して、初めて高度に達するものなり、然るに我邦一般の情態を通觀するに、質素業を守るの良風衰へて、奢侈新を競ふの惡俗起り、爲めに負債増嵩して、祖先傳來の不動産を賣却するにあらざれば、之れを負債の抵當として、僅に生活を保つに過ぎず、其の身を起し、家を富すものは、僅に是れ世の事變に際し、作業の革命に當りて、因

のを統計せば其産業を傾けざるものは殆ど稀なり志士仁人之れを見ても豈に寒心せざらんや

○生産と消費

政府は只管法律を製するに忙はしく人民は只政府の餘瀝を咄らんとするのみなりしは人の皆な記する處なるべし

○資本と事業

縁僥倖して利益を得たるものにあらされは、一般同胞の困難を奇貨として、高利の貸金を以て非利を射たるものに過ぎざるなり。夫れ事業に二種あり、一は生産力を有するものと、他は生産力なきものとなり、然るに我邦維新以來、新に起せる事業は、概ね此の生産の力なきもの多しとす、而して人は生産力の増加を計るとを後にして、生産の効力なき事物に耗費するを事とし、亦貯蓄なるものに重きを置かざるの風を馴致せり、負債ありて、貯蓄なく消費力増して、生産力減す、此の如くにして人、奚くんそ人たるを得ん、人既に人たるを得されば、國亦國たるを得ざるべし。貯蓄は資本を生し、資本は事業を進め、事業は資本を殖す、貯蓄なければ、資本を生ずるを得ず、資本生せされは、事業を進むるを得ず、事業進まされは、資本を殖すを得ず、三者の關係は猶ほ四時の

各種の議員競争の如き則ち是なり
危哉及や乎たりり

循環の如く、又環の端なきかこどくならざる可らず、一國の實力は、一人一家の生計を裕にするに在り、生計を裕にするは勤勉貯蓄に在り、人民勤勉の徳にして、其の衰へると既に此の如し、其の資本乏くして、事業の擧らざる、深く怪むに足らざるなり、資本乏く事業擧らすんは、一國の前途果して如何すべき、予が貯金の事を言ふに切なる、豈に獨り社會問題の爲めのみならんや。

鐵腕生讀了りて此に至り筆を投して歎して曰く此の如きの論や彼の政熱に狂するもの及び政治に口を藉て衣食するの徒に向て百方勸説するも到底其耳に入らざるべし然れども眞理は決して世の所謂輿論なるものゝ爲めに枉げざるなり蓋し彼の輿論なるものは所謂世間多數の意志を表するものなれども世間多數の意志未だ必ずしも眞理なるを得ず況んや今の輿論なるものは彼の政論者なる一部少數の間に呼號

する處にして全國民を通して然るに非ず故に自知氏本論の如き或は政熱狂者に容れられざるも我が温良忠順なる國民の多數は必ず之れに首肯するや疑ひなし是れ予の喜んで校正の勞を執り又拙批を加へし所以なり予も亦他日所思を記して世に問ふ處あらんとす

明治二十六年一月廿八日尾張坊客舎にて 鐵腕生記



論者或は曰はん、現に勞力の販途に苦み、日を逐て困難に陥る處の小民に向て、其の地位を改良する爲めに資本の醸成を以てするは、難きを責むるの類にあらすやと、然れども予は思ふ、勞力の販途盛

んに開け、其の收入を増加するの時は、其の嗜慾を恣まゝにして、却て彼等をして其の品性を濫り、其の地位を頽らしむるの危機なりとは、上來既に論するか如し、故に之れを防制せんには、勤儉の習性を養はしむるに在り、之れを養はしむるは、實に今日を然りとす、然れども予は敢て彼等勞力の販途を開くの道を講ずるを後にするにあらず、林制、工務、山川の荒廢頽潰を救治するの急務を擧ると共に、彼等多數の小民を驅て勞力の販途を開かじめんと欲するものなり、是れ前に本編の所謂社會的行政の方針に依りて施設せざる可らざる各種の

方法を叙述せし中に、貯金運用の方按を後編に論ずべしと明言したる所以にして、予か興業方策と謂ふものは即ち是なり。

然れども此の方策は小民の爲めに起るにあらずして、國産の増殖を計るか爲めに要するなり、獨り國産の増殖を計るか爲めに要するにあらずして、國土保維の爲めに起るなり、山川を修治するは、國土保維の大本にして、殖産興業の根源なり、殖産興業は民人致富の源泉にして、小民勞力の販途なり、源泉涸れて豈に末流の洋々たるを望まんや、山川の荒廢を修めて、小民の流離を救ふは、先後する所

を知るものなり、手つから資本を與へずして資本を得るの方便を與ふるは、等一に民力の發展を計る國家の職務なり、貯金を利用して貯金を増殖するは、此の急需に應じて、而して國富を計るの良法なり、論者請ふ予か後編に論ずる處を待て、其の是非を判せよ。

明治二十六年一月卅日城西永田街裏の草舎に於て
識す時に盆梅浮紅爐煙凝碧 自知居士

明治二十六年二月十九日印刷
明治二十六年二月二十日出版



著者 下村房次郎

東京市麹町區永田町一丁目二十八番地

發行者 丸山寬一郎

東京市麹町區隼町十二番地

印刷者 久米川治三郎

東京市京橋區宗十郎町十五番地

東京市麹町區隼町拾貳番地

發行所 交通學館

(東京國文社印行)

報外507

運輸交通
業務指針 交通

毎月二回発行 壹部六錢
第五十一號 既發
壹部に付郵税五厘を要す

「交通」は郵便電信鐵道船舶を始とし運輸交通に關する一切の事項を講究し其政務及業務の改良發達に裨益せんことを務め國家公衆が須臾も欠く可からざる斯方便をして益々利用の途を得せしめんとを期するものなり。

誌中 論說。史傳。制度。譚海。器用。通信。雜錄等の諸欄を設け、論說欄には内外諸家論說及廣く學士實業家の意見を蒐集し、史傳欄には交通各歴史及交通業務に効勞ある人士の傳記を掲げ、制度欄には各國郵政廳の組織より交通上に關する制度典章を國別に詳明記述し、譚海欄には交通古今の奇事其他交通上に關する小説及歌詩文章を掲げ、器用欄には歐米各國に行はる、郵便電信及運輸の器用に付き最も簡易便利なる方式を取り之が解圖を示して業務取扱方法改良法の一端に供する者なり、雜錄欄には内外交通上の事柄を網羅し、通信欄には各營業者其他業務上に係る適實なる考案及質問解答等を掲げ又時として談話欄を設け都下諸名士の練磨せる意見を映發し此外統計報告等苟も交通業務上必要と認むるもの皆な之を記載して漏すとなし同好の諸君は幸に一讀あれ……

發行所 東京市麹町區車町十二番地 交通學館

大賣捌所 東京市神田區真神保町 三省堂書店 東京市京橋區尾張町 東海堂 東京市神田區表神保町 東京堂

~~42~~
188 364
SHV-3

終

